

第2章 整備事業の概要

第1節 事業の概要

第1項 地形改変に関する経緯

特別史跡熊本城跡は、茶臼山の地形を活かして築城され、現在もそのほとんどは当時の地形のままである。しかしながら、明治初期に廢城は免れたもののその後旧軍や社会情勢による道路整備や河川改修などが行われ、現在の地形となっている。この項では旧地形がどのように削平されたり、埋設されたりしていったかについての経緯をまとめる。右肩の※は出典を示す。出典元は章末の参考文献を示す。

○明治4年 熊本城に鎮西鎮台が設置され、破却を免れる

○明治5年 城域縮まる ^{※2※5※7}

鎮台司令長官桐野利秋の命によって城下町にあった各門（高麗門・新三丁目御門など）や城内石垣（西出丸石垣など）などの取り壊しを命じ、城域縮まる。段山含む藤崎台と共に続く古城堀に西側が囲まれ、北側は本妙寺田畠、谷山田畠の線、東側は坪井川に囲まれた区域となった。

○明治9年頃 二の丸・三の丸を区分する路線が整備される^{※8}

かつての堀（現県立美術館と護国神社の間）を利用して、また現在の宮の内橋以南が削平され、二の丸と三の丸を区分する新堀橋から新町札の辻（一丁目御門付近）までの路線（現在の市道古京町第1号線の一部）が整備される。

○明治11年頃 法華坂が直線的になる^{※8}

南西部の新一丁目御門から東に入る法華坂は清爽園整備等により改修されてほぼ直線的になる。但し、小笠原屋敷付近から松井山城預櫓前の耕形までの通路は一部整備されているものの幕末の様子が残されている。

○明治22年 熊本城内石垣大崩（熊本大地震）^{※1}

七月二十八日午後第一時三十五分、当熊本に大地震あり。（中略）左しも堅固なる熊本城も丸々少崩の処ろなきにあらず。今晚に実見する處なれば、竹ノ丸の中程崩れ、下馬橋の門側の石垣崩れたり。又た城内百間石垣の上部も壞崩せりといふ。旧熊本城当師団元頼当門より、数寄屋暗がり門を通り師団までの間、左右の石垣□ヶ所崩し、其残りも何時崩れんも計り難く最危険なり。又西追手、南追手辺より師団軍法会議所等の石垣八も余程の大崩あり。音に名高き加藤候の築かれて三百年。以来嘗て微塵も動搖せざりし石垣の壞崩せしとは。一昨夜地震の劇勢も思ひ見るべきなり。

○明治24年 九州鉄道開通により段山切断される^{※2}

○明治35年 行幸坂・行幸橋が整備される

明治天皇行幸の際に下馬橋から南大手門に至る南坂が平坦化され行幸坂・行幸橋が整備された。現在も本丸と西出丸を分断する形で生活道路の一部ともなっている。

○大正4年 水道配水池計画から免れる^{※2}

市が水道配水池を城内に設ける案を決定し推進したが、陸軍の反対で流れる。

○大正12年12月5日 内坪井と本妙寺田畠を平坦道路（現県道1号熊本玉名線）で結ぶ^{※1※2※10}

現在の上熊本駅と南千反畠を結ぶ平坦面には軽便鉄道（明治44年）が開通し、新堀陸橋の下をトンネルで通過していたが、トンネルを切り通して道路幅を広げ、陸橋に代わり新堀橋が架けられた。市内坪井広町より上熊本駅に到る平坦道路開通式は、三日午前十一時より加藤神社畔新堀橋上で開催された。

○昭和3年 電車敷設（辛島町 - 段山線：現在の市電上熊本線）により更に段山分断される^{※2}

電車敷設により切断線2本となる。その工事の排土により藤崎台下から古城に続く堀が埋め立てられてしまう。

○昭和3年 古城堀埋め立てられる^{*2}

○昭和初期 埋門構形が壊される^{*2}

北大手門からの道路拡幅に際して構形が壊されたままである。

○昭和初期 坪井川・井芹川の河川改修で千葉城けずられる^{*2*7}

坪井川河川改修により千葉城の半分程が城の外になり、続く井芹川改修で、同川は完全に城を離れる。

○昭和20年頃 県庁新築計画から免れる^{*2}

新熊本県庁の新築予定地として二の丸が選ばれるが、この時は熊本市が反対で城内建設されなかった。

○昭和28年 本丸地区の薬研堀・空堀と古城地区の水掘が水害による排土の捨て場として埋められる^{*2}

○昭和29年5月27日 段山台地を取扱う（土壌は川尻国道建設に。二千二百坪の新用地も）^{*1}

西南戦にゆかりの深い段山台地（熊本市島崎町宮内）を全面的に取払い、その排土で川尻新国道を建設する盛り土に当て併せて二千二百坪の用地を拓こうという計画がいよいよ現実化される段取りになった。この台地は国有で、底面積二千二百坪、上面積九百坪、高さ四間、長さ六十間、幅十間の鉢型、台上には丁丑記念碑（西南戦）がある。昨年の六・二六水害のさいに崖崩れが八席、西北面側下の人家を倒し死者を出した恨みの場所。（中略）文化財保護委員会および熊本城顕彰会との問題も口頭で了解済みとなっている。

○昭和32年 桜橋架橋・第一高校と国立病院を区分する道路が整備される^{*8}

江戸時代にはなかった桜橋が架橋される。また、ほぼ同時期に第一高校と国立病院機構熊本医療センターを区分する道路が「腰掛坂」を部分的に削平、平坦化する形で整備され、古城地区を市道が分断する形となった。尚、国立病院機構熊本医療センター側にかつての坂道の形が残されている。

○昭和36年 都市計画道路手取本町・大窪線（旧国道3号線）が整備される^{*2}

概橋から磐根橋を繋ぐ手取本町・大窪線（旧国道3号線・現県道四方寄熊本線）が整備される。この際、玉川は棒庵坂より熊本大神宮までを開渠で腰掛橋まで暗渠で坪井川に流入させるなどの拡幅整備、明治7年に京町台に移転していた加藤神社（明治4年本丸内に創建）は権方会所跡に移転する。

○昭和42年 行幸坂から法華坂に至る通路が拡幅整備される^{*4*8*11}

現在の二の丸駐車場入口付近までは当時（幕末）は堀であったが、二の丸地区整備の際に行幸坂（南坂）から法華坂に至る通路整備のため拡幅整備されている。整備のために構築されたと思われる凝灰岩を使用した石垣が残されている。

○昭和49年 藤崎台隧道が整備される

新町から島崎を繋ぐ道路整備（新町3丁目島崎7丁目第1号線）に伴い、藤崎台隧道が整備される。九州新幹線及び在来線高架化工事に伴い閉鎖中であったが、平成27年度末までに復旧整備される予定。

○昭和61年 坪井川が護岸及び護床が整備される^{*8}

昭和55年集中豪雨によって多数の被害が出たことを受け、坪井川激甚災害対策特別緊急事業により川幅の拡幅、川底の浚渫等の整備がされる。

第2項 戦後の熊本城整備

I 史跡の変遷

明治期より軍の施設として利用され続けてきた熊本城域は、昭和20年の第二次世界大戦後、熊本城の大半が旧軍から大蔵省（現在の財務省）へ移管される。その後、移管された国有地に熊本市がどのように関わり、その他含めた旧城域をどのように計画し、整備してきたのかについての経緯を『新熊本市史』や答申書や計画書等はじめとした資料を基にまとめる。前項と同様に、右肩には出典を示し、出典元は章末の参考文献に示す。

○昭和20年10月 宇土櫓を一般公開する^{*13}

○昭和20年11月2日 31万坪の熊本城を史跡公園とするなどの公園の都とする都市計画案^{*1}

数次に亘る県市当局の折衝で熊本市の都市計画案も大体出来上った。県はこの計画案を商工経済会で聞く戦災対策委員会第五部会で説明、一方市当局では市会評議員企画部委員会に諮ることになった。結局この計画案を内務省に申請するものとみられる計画案の主なるものは、（略）三十一万坪の熊本城を史跡公園とし、（略）森の都で謳われていた熊本市の将来は公園の都として登場、大阿蘇を背景に内外観光客の誘致に全力をつくすことになるであろう。

○昭和21年9月25日 千葉城緑地（75.15ha）として都市計画決定

○昭和24年7月16日 監物櫓に植物園（六千坪、幼年学校跡に）^{*1}

熊本營林局では熊本城の国宝監物櫓を含む元幼年学校跡約六千坪の敷地を元財務局から買収、これに林業試験場的な施設をほどこし、一般国民の教化や教養の一助ともなりまた文化都市熊本の都市計画と併行して一つの風致地区を確保し、合わせて天下の名城を永久に保存するためにもなると、大藤棚を中心として全国各地の銘木を集め全国でも類を見ない見本植物園建設を計画していたが、いよいよ十二日林野庁大政造林部長の来熊を機に、早速実働に移ることになった。経費は約一千万円の見込みで、五か年計画である。

○昭和24年10月19日 五ヵ年計画で公園化（熊本城貸下げ認可）^{*1}

公園化のため熊本城を貸下げて貰いたいと昨年末熊本市から大蔵省に申請中の熊本城貸付問題は十五日付で許可する旨大蔵省から佐藤市長あて通告があった。貸付期間は四月一日にさかのぼり昭和三十四年三月三十一日までの十カ年間で、大蔵省の評価は三百四万五千三百二十五円となっているが、もちろん無償貸付である。熊本城は熊本市本丸町一番地、総面積三万一千三十坪、うち宇土櫓、十四件櫓、源之進櫓等建物の延坪六百八十七坪、井戸その他の工作物八個が含まれている。市の緑地公園計画としてまず郷土博物館、児童遊園地、テニスコートの設置などが取り上げられており、昭和二十九年まで約七百八十万円の予算を組み、五ヵ年計画で公園化の完成をはかることになっている。

○昭和25年 文化財保護法により熊本城跡を史跡に、国宝建造物を重要文化財指定^{*13}

○昭和26年3月 市議会において旧第六師団司令部跡に博物館設置することについて可決^{*8}

○昭和26年9月17日 熊本城の管理者に熊本市を指定^{*13}

○昭和26年9月28日 市が「熊本城主」に（本格的改修に乗り出す）^{*1}

史跡熊本城の管理を熊本市に移管することについて、県教育委員会ではかねて中央の文化財保護委員会あて上申中であったが、同委員会から九月十七日付で熊本市を熊本城の管理者として指定し、同時にこれまでその管理に当たってきた財團法人熊本城保存会の管理者としての指定を解除する旨、県教育委員会あて通達があった。文化財保護委員会では近く専門技官を派遣して熊本城の視察を行い、来年度予算から熊本市の協力を得て本格的な改修工事に乗り出す。

○昭和27年2月 市議会にて熊本博物館条例可決。宇土櫓内に熊本博物館第2館が開館^{*8}

○昭和27年6月5日 旧第六師団司令部跡に熊本博物館第1館が開館^{*8}

○昭和27年11月8日 監物台樹木園^{*13}

○昭和28年1月22日 復元する熊本城の壮觀（五ヵ年計画 保存修理工事に着手）^{*1}

森都の象徴熊本城の解体復元工事は昨秋いらい一部着手され、平櫓の素屋根、足場などの基礎工事が一段落ついた

ので、いよいよ二十四日午後一時から平櫓前広場で起工式を行い、向う五ヵ年にわたって宇土櫓を含む城内全国宝建造物の改修（工費六千万円）にかかることになった。（中略）工事は予定通り最も荒廃している平櫓の解体からとりかかるが、すでに同櫓の外側実測は一応完了しているので、今度は解体を進めながらさらに厳密な内面の実測を行つて清正公築城当時の復元図を作製することとなっている。これは熊本城内もほとんどの建造物が清正公から細川十二代、さらには旧第六師団の手に移る約三百五十年の間に幾度か解体され、或は補修された跡があるので、現形は築城当時に比べ相当変形している箇所も多いので、今回の改修に当つてこれらの模様替えされている部分を発見次第一切築城当時のままの姿に復元するため、実測にとくに念を入れることになっている。なかでも荒廃のひどい平櫓などは、軍が所有していたころ馬つなぎ場として勝手放題に手を入れている跡があるので、同櫓を解体して、原形通りの晴れ姿に復元するには五月か六月ごろになるとみられている。平櫓の完成に引き続き、二十八年度には宇土櫓及び不間門の改修が予定され、更に二十九年度は源之進櫓、四間櫓、十四間櫓、田子櫓、また三十年から三十一年にかけては東十八間櫓、北十八間櫓及び長堀の解体復元工事がそれぞれ計画されている。なおこの間に十八間櫓などの防火壁応急補修なども行われる予定である。このうち宇土櫓の改修は建物を解体せず、大体屋根瓦のふき替え程度ではないかとみられているが、同櫓の屋根瓦のなかには古いものはききょうの紋（清正公）九曜の紋（細川家）新しいもののなかには星型（軍）の瓦も混っているので、これをいずれの紋かに統一する新しい瓦を焼くことになっている。¹¹

○昭和 28 年 5 月 11 日 熊本城の長堀が崩壊（百米にわたり 白アリと老朽化）¹²

熊本城の一郭坪井川べりの重要文化財長堀が十日午後八時二十五分、旧下馬橋跡から約百十メートルにわたりて地響きを立てて崩れ落ち、十メートルの石垣の下に無惨な白壁の残骸を横たえた。原因は白蟻の被害とともに老朽化による自然崩壊で、損害約百万元とみられている。付近にいた駐留軍 MP 本部付 SP 原田勝さん（二七）はつぎのように語る。私の警備番で付近をゆききしていたとき突然ガラガラッと相当長い間大きな音が続いた。びっくりしましたが、電車が衝突したにしては余りに音が大きすぎたと思ったが、場所を離れられず、現場を見ておりませんが…。

十日夜、城内を警ら中、長堀の崩壊を目撃した CIC 勤務の某 SP は倒壊の模様を語る。ちょうど長堀の内側を巡視していたところが突然バリバリという異様な音と同時にドンという地鳴りのようなすさまじい音響がきこえたので瞬間、火薬の爆発？じゃないかとびっくりしたが、守衛さんが「長堀が落ちた」と叫んだのですぐ現場にかけつけて見た。

その時はもう崩れ落ちた長堀は十メートル下の坪井川べりにバラバラとなって無惨な残骸をさらしていました。

○昭和 28 年 6 月 26 日 熊本大水害¹³

○昭和 29 年 5 月 墓方門が崩壊（現加藤神社敷地内）¹⁴

○昭和 29 年 6 月 27 日 「舟屋形」を重要文化財に（文財委で正式決まる）¹⁵

二十六日の文化財保護委員会（東京）は専門審議会第二分科（建造物）の答申にもとづいて三十二件（四十棟）の重要文化財を審議決定したが、このうち本県関係として、さる三月末に教育委員会から申請中の細川家舟屋形「波奈之丸」が新たに重要文化財指定をうけた。舟屋形は熊本市横手町細川邸内に現存する細川家歴代の御座船（屋形だけ）であり、最初は忠興公の乗用として造られたが、天保五年の大失火で焼失、同年に新造されたのがこの波奈之丸である。いらい藩公の乗用船として江戸参勤交替に古式の舟路を飾りつけ明治初年、廢藩置県とともに廃船となり、大分県鶴崎に繫留されたまま大正十年九月、一応解体して熊本市横手町の細川邸に運び込み、復元して舟屋形の華麗な姿をとどめるに至った。船体のうち御座所（藩公の居間）だけが完全に保存されているが、内部の構造は精巧を極め、赤や黄の色彩をふんだんに使って格子に牡丹の図をいちめんに浮かせるなど往時の工芸と建造技術の粋をつくした舟屋形として早くから重要文化財の指定が待たれていた。三月二十日、所有者細川護貞氏名義で、県教委からの正式の申請書類が文化財保護委員会へ提出されていたが、漸く指定の運びとなつたもの。

○昭和 30 年 10 月 25 日 熊本城再建へ¹⁶

熊本城丸を再建しましょーと二十四日昼さがり熊本市大劇前で「熊本城丸復元」と書いたタスキをかけ、うちわ太鼓をたたきながら道ゆく人に呼びかける二人の姿が人目をひいた。熊本市桜町旅館葉島誠八さん（五三）と同春日町朝鮮船製造業足立善隆さん（四五）の二人で、加藤清正公三百五十年祭を五年後にひかえ、西南戦争で焼失し

た熊本城を元の姿にかえようと奮闘、清正公の命日にあたる二十四日を期して街頭に立ったもの。「市民の人として是非とも再建したい気持ちから実現するまで呼びかける」という。

○昭和 30 年 権方門を解体保存^{*13}

○昭和 30 年 12 月 29 日 史跡熊本城跡が特別史跡に指定される

○昭和 31 年 3 月 西櫓御門を解体修理^{*11 *13}

明治 10 年の西南戦争後門のみの軸部をそのまま上部櫓を取り除かれ脇戸付高麗門棟瓦葺となったと推定され、その後親柱下部が腐食し、前方に傾斜し、屋根野地など屋根裏の雨漏れが直ちに軸部材を腐食させている状態であったため、昭和 30 年度の文化庁補助事業として解体修理が行われる。

○昭和 31 年 6 月 30 日 頭痛のタネ、森都の観光地（水前寺成趣園と宇土櫓）^{*1}

「観光熊本」の金看板である熊本城の宇土櫓と水前寺成趣園の管理をめぐってゴタゴタが前後して起こっている。宇土櫓の家主は大蔵省（南九州財務局）で水前寺公園は出水神社が地主。熊本市はいずれも借りている側なので受身の立場でヤキモキしている。（中略）宇土櫓の方は南九州財務局が突然「入場料をとってはいけない」と申入れてきて市当局をめんくらさせたもの。両問題を重視した市議会文教委員会では二十九日これについて協議会をひいたが、まずは水前寺問題から解決に乗り出すことになった。（中略）

宇土櫓問題 ここでも二つの場が対立している。財務局は国有財産として無償貸付なのに入場料をとってはいけないと勧告しているが、市側は熊本市民の文化財であり観光資源であるという立場から管理してゆく上に無料ではやってゆけませんと苦しいところをみせている。いずれの言い分にも一理あるようだが、市民の間にはいっそのことお城をそっくり熊本市に無償で払い下げてもらっては…という意見もある。ここでも問題は入場料だが、現在博物館と宇土櫓の抱き合わせで年間二百余万円のあがりがあるものの、これとほぼ同額の管理費を注ぎこんでいる。もし博物館から宇土櫓を切り離せば魅力がなくなってしまうとも維持できないとコボしている。

○昭和 31 年 8 月 31 日 熊本城内 2 地区の返還（米軍から予告通知）^{*1}

熊本市清水町駐留軍キャンプ・ウッド（責任者不動産将校ハーリー・P・マードック氏）接收中の熊本市二の丸町城内グリーン、レッド両地区を解除し日本政府に返還する旨二十九日、熊本調査事務所に予告通知があった。（中略）返還後の両地区はグリーン地区が第一高校、自衛隊病院の建設用敷地として競願となっており、レッド地区は在熊出先官庁の総合庁舎建設用地に予定されているが、何れも熊本城内の観光地だけに成行きが注目されている。

○昭和 31 年 9 月 18 日 グリーン地区に第一高校、レッド地区は合同庁舎、竹の丸地区は公園用地^{*1}

県立第一高校と防衛庁とが奪いあった熊本城内のグリーン地区は、地元の希望どおり第一高校側の移転敷地用に軍配があがり、同時に隣接のレッド地区は在熊出先官庁の合同庁舎施設用に、竹の丸地区は熊本市の要望どおり公園用敷地化とそれぞれ決定した。グリーン、レッド地区両地区は十月八日に駐留軍から正式に返還されることになったので南九州財務局では十七日午後一時半から熊本市練兵町肥後銀行本店ホールで国有財産地方審議会にかけて、①グリーン地区的土地（一万五千六百五坪）と建物は第一高校施設用に転用することが適当②レッド地区的土地（一万三千七百十六坪）は官庁所在地の集中、合理化の方針にそいのう適地として大蔵省へ無償所管換えることを認める③竹の丸地区（六千二百八十一坪、建物二十八棟）は文化財保護と観光の両面から公園の一環として熊本市に貸付けることが適当である旨決定した。

○昭和 32 年 権方門を竹の丸入口に移築^{*11 *13}

県立図書館の正門として使用されていたが、千葉城への移転に伴い土地は大蔵省へ返還されることなり、跡地利用は未定であり、熊本市としては熊本城公園としての貸下を希望しているが、旧園によれば現位置にあったものではなく、既に貸下許可されている竹の丸入口の門として管理上必要なことを理由に移築される。

○昭和 33 年 5 月 20 日 熊本城天守閣復元へ^{*1}

「天下の名城」と称えられた熊本城一、二の天守閣が焼失していらい八十年。城の復元をめぐって「早急に復元すべ

きだ」「その必要はない」と、市民の間でも賛否両論が激しかったが、明治四月に市制施行七十周年を、また明後年に加藤清正公三百五十年祭をそれぞれ迎えることとなった熊本市では、いよいよ「熊本城天守閣復元」に踏み切ることとなり、ちょうど二十日の市議会経済委にはからて、起債の獲得に全力をあげることになった。市の事業計画によると、天守閣復元の総工費は約二億円。うち起債額は一億五千万円で、残り五千万円を地元有志の寄付その他にまつことになっている。復元するお城は、①複合天守閣入母屋造り一の天守地下一階、地上六階、延坪数五百三十八坪、②二の天守地下一階、地上四階、延二百七十七坪、以上を合わせて八百十五坪。さらに初年度には地質調査（百万円）工事設計書作成（百二十万円）ならびに、一の天守の地下一階から地上三階までの建築（一億二百万円）。二年度に一の天守の残った部分四階から六階までの建築（約二千七百万円）と、二の天守地下一階、地上四階の全部を建築（六千六百万円）それに付帯工事（二百二十万円）の完成一と二年間かかって、かつての雄姿を再現させる構想。（以下略）

○昭和 33 年 8 月 10 日 「熊本城復元」の寄付^{※1}

熊本市内は明年度着工の予定で熊本城の復元を計画しているが、復元に要する費用二億円のうち、民間からの寄付予定額である五千万円については、つぎのように募金方法を計画している。まず、一般募金では熊本市内六万五千戸に対して一戸当り各百円、また県下の二十七万戸に対しては各五十円を募り、市内で六百五十万円、県下で一千三百五十万円、計二千万円。また特別寄付関係では、銀行、生命保険、証券会社、建設業者、酒造会社、自動車関係会社、旅館、料理業その他の大手会社などから大口の寄付をおあぎ、その合計が千五百万円、これに県および熊本商工会議所の負担金が千五百万円で予定額五千万円をヒューリ出そうとするもの。また市内の一般募金分には記念鉛筆、記念シールなどさやかなリバートも計画しているが、五千万円といえば巨額なだけに、果たして計画どおりに集まるかどうか、実働を前に一部では危ぶむ声も聞かれている。

○昭和 33 年 11 月 18 日 市史編さん、天守閣復元（市制七十周年の記念事業）^{※1}

明年四月で市制施行七十周年を迎える熊本市は、十七日坂口市長を会長とする記念事業準備委員会を開き、三十四年を期して市史の編さん、熊本城の復元などの記念事業を行うことを決め本格的な準備や検討を進めることになった。（中略）熊本城天守閣復元 総工費二億円で大天守の五層六階、小天守の三層四階を復元する。すでに本年度分として起債一千万円も決まっているので明年四月一日クワ入式を行う予定。

○昭和 33 年 12 月 4 日 熊本城の復元ひきうけた（株屋さん五千万円ボンと寄付）^{※1}

「熊本城の天守閣は私一人の力で建てなおすつもりだった」と五千万円をボンと投げ出す株屋さんがいる。五千万といえば天守閣復元に熊本市がチエをしぼっていた募金額と同じ高。復元をめぐって賛否両論あった巷の声も吹きとんでもない、お城の再現に熱を入れて来た同市ほかの関係者の表情も思わずくずれそうな「特報」でせち辛い師走の街にはばらしいプレゼントである。「これで願望成就」という熊本の「ギュウちゃん」は同市古橋屋町に小じんまりとした熊本証券金融会社の看板をかかげた松崎吉次郎さん（七一）だ。黒ラシャ、折エリの質素な服、キセルを口にして相場表と首っ引きの松崎さんの姿からは一口五千万円の寄付を申出たデラックス長者の面影はない。熊本城の復元に一人で一億出す人がいる」というウワサが立ったのは二、三年前のことだったが、松崎さんは「私は一代を相場に生きて来た。だから金ができたら何か末まで残るデッカイ仕事をやろうと考えていた」と一人でお城を建てる気になった動機をこう語っている。「最初は一人でやるつもりだったが、二億円そろえるにはちょっと時間がかかるし、そう思っている矢先、一億五千万円は起債の方に回るらしいので、来年は熊本市制施行七十周年の事業もあることだし、地元募金分の五千万円を全部引き受けることにした。近く坂口市長に渡そうと思っている」とアッサリしている。

○昭和 34 年 4 月 2 日 天守再建、愈よ着工（熊本城でクワ入式）^{※1}

県市民待望の熊本城天守閣再建起工式は一日午前九時から熊本城内一の天守閣前広場で行なわれた。坂口市長、神山、田代両助役など熊本市関係者をはじめ寺本知事ら県関係者、商工、教育、自衛隊など各界代表が約三百人参列した。坂口市長、兼阪市議会議長の鍊入れ、工事担当の大林組のくい打ち、玉串奉典があり、坂口市長のあいさつ、寺本知事が祝辞を述べた。なお式にはさきに五千万円を熊本城再建に寄贈すると申出た松崎吉次郎も参加した。この日、熊本城には再建される天守閣の高さを示すアドバルーンがあげられた。一の天守、二の天守の石垣からあげられたこ

のアドバルーンは一の天守が三十に、二の天守二十三にてお城の森を突き出てくっきりと青空に浮かんでいる。天守閣が再建されると一の天守が五層六階（地下一階）二の天守が三層四階（地下一階）の偉容を文字通り熊本の象徴としてそそりたつことになる。このアドバルーンは火の国まつりの三日間あげられる。

○昭和 34 年 4 月 7 日 旧軍の建物とりこわし（熊本城 艾とは静かなバラ園に）^{*1}

熊本城長堀のなかにあって風致をこわしていた旧軍の建物が近くほとんど解体され、艾とはバラ園をとり入れた閑静な新熊本城登城コースに生まれかわろうとしている。これらの建物は戦時中旧陸軍の弾薬庫などに使われていた二十七棟（約二千三百平方m）で、戦後も米軍の施設になっていた。その後は南九州財務局で管理していたが、こんど処分解体することになったので、五棟だけを残しあとは全部とりこわされる。いっぽう熊本市はこれらの解体がすみだしい同地竹の丸一帯をバラ園に仕立てる計画をたてており、解体作業と平行して整地作業も進められている。また観光客に熊本城の石垣の美を十分鑑賞してもらうため新登城コースも計画しており、将来天守閣が再建されたら行幸橋を渡って長堀内の竹の丸に入り、バラ園をみながら石垣の間を歩き、飯田丸跡、午砲台下、宇土櫓前、本丸にいたる遊歩道を作ることにしている。

○昭和 34 年 4 月 25 日 熊本城の長ベイ倒壊（払下げの解体工事中）^{*1}

二十四日午後五時四十五分頃解体工事中の熊本城竹の丸にあるレンガ造りの旧陸軍倉庫の外壁が工事者の手落ちのため突然坪井川側に倒れため、重要文化財指定の通称「百間長堀」（約一八二二m）のうち約二十九間（五二・二二m）が坪井川べりに倒壊した。損害七十八万円。旧陸軍倉庫は熊本市大江町九品寺古物商田中繁さん（四〇）が南九州財務局から払下げを受け、さる二月二十六日から解体工事を行っていたもので、二十四日は残っていた坪井川側のレンガ壁を撤去するため長堀との間に穴を掘り、材木二本で支えていたが、現場のすぐそばで石運びの際、材木が必要となったのでこれをはずしたところ、突然倒壊、熊本市役所前に美観を誇っていた長堀を壊してしまった。先年復元できたばかりで城の縁と長い白壁の線のあざやかな対照は、それだけでも熊本城の美を示していたものだけに、長堀を惜しんでたたずんでいる市民の姿も見られた。

○昭和 34 年 7 月 25 日 国指定重要文化財建造物（宇土櫓・不開門・平櫓・監物櫓・長堀）の管理団体に指定^{*4}

文化財保護委員会（国直営）により解体修理（宇土櫓のみ半解体修理）が完了した建造物について熊本市が管理団体として指定される。

○昭和 35 年 1 月 14 日 平御櫓も引き受けた（松崎さんの太っ腹）^{*1}

熊本城天守閣再建のため私財五千万円の寄付を申し出た株屋さん、松崎吉次郎さん（七三）は十三日、四男慎吉さん（二九）とともに熊本市役所を訪れ、四回目の五百万を坂口市長に手渡し、さらに平御櫓再建費の寄付を申し出、目録を手渡した。松崎さんは昨年一月熊本城天守閣再建にと私財五千万円の寄付を申し出ており、これまでに四回にわたり計二千万円を手渡したもの。さらに松崎さんが寄付を申し出た平御櫓は坪井川べりの百間長堀につづく市役所前にあったもので、西南役で同櫓が炎上した日の二月十九日に約二百万円で工事にかかる予定。六月末に四十六平方mの同櫓と銅眼、石落しを備えた四十五・五五mの長堀が完成、市街地からみた熊本城に美観をそえる。目録などを手渡したあと松崎さんは岩崎熊本城保存工事事務所主任の案内で平御櫓跡と建設中の天守閣を見学した。

○昭和 35 年 4 月 1 日 古式豊かに棟上げ式（復元急ぐ熊本城天守閣）^{*1}

復元を急いでいる熊本城天守閣の上棟式が一日午前十一時から骨組みのでき上った大天守一階で行われた。（略）上棟式は名城復元にふさわしく古式によって行われ、降神の儀、四方祓いのあと建物の安全を祈る槌打ちの儀に移り、一階で千歳棟、万歳棟、永々棟、と声をかけ、二階で掛け声に合せて二人が槌を打ち棟上式を終った。（略）田代助役は、「昨年四月一日起工式からちょうど一年ぶりに上棟式をあげることができた。完工したあとは日本三名城の一つとしてゆるぎない文化財、観光資源となるだろう。市民とともに棟上げを喜びたい」とあいさつ。打出議長、寺本知事ら各来賓から「そびえたつ偉容に感嘆を惜しまない」とお祝いの言葉を述べられ、正午式を終わった。工事はすでに大天守、小天守ともに骨組みの部分を終り、全工事の七十二店の進捗率で、上棟式の予定も二週間ほど早かった。

○昭和 35 年 9 月 22 日 八十三年ぶりの偉容（熊本城天守閣、晴れの落成式）^{*1}

熊本城天守閣の落成式は二十二日午前九時から城内天守閣入口前の広場で行なわれた。復元工事の推進役をつとめた坂口市長と五千万円を寄付した松崎吉次郎氏、帰熊中の松野鶴平参院議長、設計者の藤岡通夫東京工大教授、このほか県下政・財界の知名士約千人と選挙人名簿から抽出されて招待された一般市民約百人が参列、まず神事がとり行なわれた。うす曇りの天気で一雨来るかと心配されたが、定刻前には参列者がぎっしり押しかけ、空には祝賀飛行機がとび、はなやかな幕開きであった。坂口市長はじめ参列者代表から玉串奉てんのあと、坂口市長が小天守入り口前にはられた紅白テープにハサミを入れると同時にクス玉が割れ、花火が打ち揚げられて、五百羽のハトが空に放たれた。熊本のシンボル熊本城は西南の役で焼失していらい八十三年ぶりに市民の前に偉容をみせたわけだ。内部はデラックスな熊本博物館別館、すべてのけい光灯がつけられ豪華な陳列に参觀者がつめかけた。その中にまじって松崎翁は「いよいよ目的を達しましたが、思いのほかよくできていると思います。内部こそデパートみたいになっているが、外側はどこの城に比べてもそん色ない」とうれしそう。

○昭和 35 年 10 月 1 日 熊本城 4 万坪を有料化に（市政だより）

熊本城の行幸坂以東 4 万坪は、文化財を維持管理、よりよい施設を名城にふさわしく整備する費用に充てるため、入園料を徴収することになった。なお天守閣再建の財源は寄付のほか 1 億 3000 万円を全額起債でまかなかったが、それは当園料収入をあて、年賦償還する方針。

○昭和 36 年 1 月 31 日 旧偕行社を N H K へ^{*1}

臨時熊本市議会は三十日午前十時から開かれ、千葉城町にある旧偕行社建物を N H K へ売却することなど二件の議案を審議した。（略）旧偕行社の建物は、市がさる二十六年五月、六百万円で国から購入したもので、市庁舎別館として使用され、市消防本部、市商工課統計係、自衛隊地方連絡部などが入っていたが、昨年九月 N H K から熊本放送会館を建設するために売却してほしいという申し入れがあり、六百万円で話し合いがついた。N H K ではここに地上三階、地下一階、延べ六千六百平方㍍、テレビ・スタジオ付きの放送会館を三十六年度中に建設することになっている。なお市消防本部は大江町の市交通局三階へ、市商工課統計係は本庁へ、自衛隊地方連絡部は市公会堂へそれぞれ移転する。

○昭和 37 年 3 月 20 日 熊本大博覧会開催（同年 5 月 20 日まで）^{*14}

開催期間中は竹の丸、飯田丸、数寄屋丸、本丸、二の丸跡の各ブロックに 30 近くの展示館（仮設建築物）等が設置される。また、開催に伴い、竹の丸跡の築山 1,500m² の除去・整地、二の丸跡の盛土 7,000m² の整地などの整備が行われているが、閉会後は特別史跡の現状復旧のため、関係者の間で検討が行われ、竹の丸跡の盛土、芝張り、側溝工事など慎重に原形に復し、以前にも増して整った熊本城公園に帰ったのである。

○昭和 37 年 3 月 31 日 国指定重要文化財建造物（源之進櫓・四間櫓・十四間櫓・七間櫓・田子櫓・東十八間櫓・北十八間櫓・五間櫓）の管理団体に指定^{*4}

文化財保護委員会（直営）により解体修理が完了した残りのすべての建造物について熊本市が管理団体として指定される。

○昭和 40 年 6 月 22 日 特別史跡熊本城跡の管理団体に指定^{*4}○昭和 40 年 8 月 22 日 熊本城管理、全域を市で（早急に整備、公園化）^{*1}

熊本市は昨秋国の文化財保護委員会に対して、特別史跡熊本城跡の正式な管理団体としての指定を申請していたが、文財委は文化財保護法第五十五条に基づきこのほど①城跡の管理、保存については熊本城管理条例に基づき万全を期すること②二の丸、西出丸は都市公園として早急に整備すること③地割を変更しないこと一の三つの条件付きで同市を正式な管理団体と認定した。これまで特別史跡である熊本城（本丸、二の丸、西出丸合わせて五十六㌶）のうち本丸（十三・二㌶）だけは熊本市が正式な管理団体の指定を受け、都市公園として整備し、管理権、使用権（所有権は国）とも持っていた。しかし、二の丸、西出丸地区四十二・八㌶は管理権、使用権の所在があいまいで、重要文化財をはじめ「史跡」の管理、保存は一応市社会教育課が行っていたものの、管理、使用権はなく、管理権は南九州財務局、使

用権は同局の許可を受けて実際には城内の一帯を利用している県熊館事務所、県立第二高校、宮林局がバラバラに持っていた。しかも、南九州財務局はあくまで「財産管理者」の立場にあり、城内を実質的に管理、整備する「管理者」は不在という矛盾があった。このため早くから責任の所在を明らかにして特別史跡の整備保存を統一的に行うことが望まれていたもの。こんどの指定で正式に熊本市が「管理者」となり、管理体制もスッキリしたわけだが、同市はこの指定に基づいて近く国の文化財保護委員会と建設省の双方に熊本城公園整備七ヵ年計画（三十九年度から四十六年度まで。総工費約一億五千万円。一部着工）による現状変更の許可と事業認定方を申請し、本腰で城内整備に乗り出す方針。この計画が完了すれば城内全域が熊本市の管理する「都市公園」として実質上の使用権も熊本市が持つこととなり、早急な整備が待たれている。

○昭和 41 年度 国の補助事業を受けて石垣保存修理事業に着手^②

○昭和 42 年 3 月 熊本城公園計画^③

熊本城の整備について、昭和 42 年 3 月に熊本大学工学部黒田正巳教授によって「熊本城公園計画」が提出され、熊本市はこれに基づいて 7 幹年わたる整備事業を進める。

<整備の基本原則>

- ・地形・建物・樹木などの現状はなるべく変更しないこと
- ・後世の変更部分はなるべく復旧すること。

<背景>

- ・昭和 38 年に公園課が観光課から独立し、市民の生活に潤いと豊かさが要求されるようになり、環境全体に広く目を向けられるようになるとともに、公園整備の重要性が改めて見直される。熊本城の公園計画も昭和 42 年にはじめて設定される。

○昭和 42 年度 二の丸地区整備計画に着手^④

第 1 次計画（駐車場整備と法華坂道路拡幅工事）を実施

○昭和 43 年 8 月 31 日 熊本県県立第二高等學校移転撤去^⑤

○昭和 43 年度 二の丸地区公園計画第 2 次計画を実施

（整地、芝生広場造成、駐車場の継続整備）

○昭和 44 年度 二の丸地区公園計画第 3 次計画を実施^⑥

（芝生広場造成、駐車場整備、周辺の整備）

○昭和 45 年度 二の丸地区公園計画第 4 次計画を実施^⑦

（周路、駐車場、広場の修景、管理、便益施設の設置、野鳥園と茶庭）

○昭和 46 年度 二の丸地区公園計画第 5 次計画を実施^⑧

（周路（行幸坂、棒庵坂、法華坂）、笠園、駐車場の照明施設、宮内橋架替）

○昭和 47 年度 二の丸地区公園計画第 6 次計画を実施^⑨

（樹木園予定地の排水路設置、駐車場南東建物撤去と整地、野鳥園の植栽、砂浴場、水呑み場設置）

○昭和 47 年 11 月 18 日 市が特別史跡拡大を要望（熊本城の環境保存に本腰）^⑩

熊本城一帯はビルの「建設用地」として蚕食され、石垣などの史跡が破壊されている。熊本市はこれを止めるため、これまで行幸坂東側の本丸一帯だけだった特別史跡の指定を拡大してもらうよう、このほど県を通じて史跡指定拡大要望書を文化庁に提出した。要望書によると「市は四十二年いらい城地の管理団体となって史跡の保存、復元などに努めているが、大半の土地は国有地で官公庁の庁舎建築についても何ら規制を加える方針がない。南面の坪井川方面からの景観は官公庁に覆われてしまい、城地一帯の環境保全、文化財保護も危機にひんしている。特別史跡区域を拡大適用して建築規制を行なう以外にない」としている。県文化課、県文化財専門委でもこの案に賛成、拡大指定の意見書をつけて文化庁へ送達した。現在、特別史跡の指定は行幸坂から東の本丸、竹の丸、ヤグラ門、ヘイなど遺構がある三十一万平方メートル。これを西の出丸、二の丸、三の丸、藤崎台から旧古城の第一高校一帯まで広げて、

七十五万八千平方メートルに適用しようというもの。この中には県営プール、合同庁舎、第一高校、国立病院、県営野球場、県警車両整備工場、国立病院付属看護学校宿舎、国家公務員宿舎、化血研、家裁、N H K、専売公社、熊本大神宮、県立図書館など十六施設がある。このうち文化、運動施設はともかくとして、官公庁の庁舎は改築ごとに高層、大型化している。(略)これまで市はただ見ているだけで、市民からも「城の周りにビルが並んで石がきも老スクも見えない」と苦情も続出している。(以下略)

◎昭和 49 年 10 月 熊本城に関する報告書(熊本城整備研究会:市長諮問機関)^{*2}

昭和 48 年 6 月、「熊本城公園計画」の最終年度にあたるため、市長の要請を受けて『熊本城整備に関するフリートーキング』の会が 7 人の委員を中心に関かれ数回の討論会が重ねられる。

<整備方針>

- ・熊本城を自分たちの城とする市民意識の上にたつ。
- ・100 年後の熊本城が考えられなければならない。
- ・整備は市民のコンセンサスに基づいて市のみならず県・国が一体となって行われることが必要。
- ・昭和 48 年 11 月、同会は「熊本城整備研究会」として、正式に市長の諮問機関として発足し、さらに審議を重ね「熊本城整備計画書」を提示する。

<整備方針>

- ・城郭・城地との調和をはかった近代都市をつくる「20 世紀の城下町づくり」

①歴史遺産、文化財あるいは観光資源としての価値 ②遺構を整備・保存する ③特別史跡指定を促進する ④特定団体等の占有には供しない ⑤緑の維持管理を適切に行う

<主な整備事業>^{*3}

- ・西出丸石垣復元完了、薬研堀浚渫、五階櫓石垣補修、平櫓解体修理、馬具櫓及び長堀補修、不開門及びその周辺調査、各部排水溝整備、二の丸門跡地周辺調査と復旧、監物櫓修復、城域内樹木現況調査

<委員>

- | | |
|------|--------------------|
| 委員長 | 小林 朝人(熊本大学工学部教授) |
| 副委員長 | 木島 安史(熊本大学工学部助教授) |
| 副委員長 | 石井 清喜(熊本日日新聞社記者) |
| 委 員 | 今江 正和(熊本大学教養部講師) |
| 委 員 | 清水 安全(日建清水株式会社社長) |
| 委 員 | 古莊 政博(古莊醸油合資会社社長) |
| 委 員 | 堀川 喜八郎(九州電気通信局調査役) |

○昭和 50 年 2 月 7 日「熊本城公園」打造出す(まず芝生園整備など)^{*1}

熊本市は先に出された熊本城整備研究会(委員長・小林朝人熊大工学部教授)の答申に基づき、熊本城全体の歴史的遺産の保存を進め、あわせて市民の広場としての「熊本城公園」づくりを決めた。来年度から薬研堀、から堀、備前堀のしゅんせつ、西、南、北の三大手門の復元などを盛り込んだ第一次五ヵ年整備事業に着手する。

整備研の答申によると、特別史跡の指定が全城域をカバーしていないことが城域の蚕食を容易にしている。そして「全体の保存整備は熊本市だけでなく関係省庁、県との協力体制を整え(略)長期的展望を描いて努力を積み重ねるべきだ」と提言。このため市は①遺構と重要文化財の保存・整備②公園としての整備③城域緑化④観光資源としての整備一を整備課題とするとともに、城域を一部占有している施設(略)などの関係省庁と連絡協議会を設け、本来の城域確保、保存についての施策を練ることも考えている。(略)五ヵ年計画の初年度事業(案)としては、薬研堀(一万平方米メートル)のしゅんせつ、一帯の竹さく・排水施設、二の丸公園芝生園整備、緑の現況調査など 9 事業。総事業費は約 3 億 8000 万円。

○昭和 52 年 2 月 7 日 西南戦争から一〇〇年（熊本城西大手門を復元へ）^{*1}

ことしは西南の役から百年、県下各地は明治十年二月中旬から約三ヵ月間、進攻した薩軍とこれを迎撃った官軍とが激戦を展開して戦火にさらされた。両軍が死力を尽くして戦った鹿本郡植木町田原坂周辺では、今でも田畠などから小銃弾が掘り出されるといわれる。あれから一世紀、ことしも二十二日に熊本城内で籠城祭が行われる。（略）[熊本市] 西南の役の主舞台となった熊本城を持つ熊本市は日本、熊本の近代化はこの戦役から始まったとして昨冬、十二月定例市議会で記念事業費六千二百百万円を計上、新年度にまたがる事業計画を立てた。記念事業の目玉は城内西大手門の再建（工費予定四千四百万円）。これに史跡の顕彰、城内の記念植樹、記念図書の出版などを柱にこの二十二日の籠城祭を皮切りに記念事業が始まることになっている。西大手門は熊本城整備計画のひとつとして構想があったが、記念事業として取り組もうということになり、文化庁との折衝が始まっている。城内パレーコートわきにあったもので、間口十一間（二十軒）、奥行き五間（九間）の櫓門をコンクリート建築で復元する計画。しかし、文化庁は木造復元を迫っており、なお計画は流動的。

○昭和 54 年 1 月 21 日 熊本城石垣壊す大木（「切る」「保存」で論議）^{*1}

クスやエノキ、ムクなど熊本市民の目を和ませる熊本城の大木たち。その大木が、武者返しで知られる石垣に思われぬ被害を及ぼしている。石垣の真上にニヨッキリ伸びた大木の根が石垣を圧迫して、膨らませたりゆるませたり、石をボロリと押し出したところもある。これらの木をめぐって「切るべきか、切らざるべきか」史跡保護派と緑保存派の論議も盛ん。特に被害が出ているのは須戸口門わきや東竹の丸、数寄屋丸、二の丸御門付近。横から見ると、木の下の石垣が大きく膨らんでいるのがよくわかる。なかでも、数寄屋丸にある有名な地図石横の石垣は、クスの木の根に押されて膨らみ、とうとう石垣の一つが落ちてしまった。落ちないまでも、膨らんだりゆるんだりしている箇所が、城内に三、四十カ所はある。こうした被害に史跡保護派は「石垣を壊しつある樹木は思いきって伐採すべきだ」と主張、緑保存派は「切らなくても石垣を保護する手段はあるはず。緑の保存が優先だ」と譲らない。市文化課では「石垣を壊す樹木は伐採が原則ですが、片っ端から切ってしまうわけにはいきません。移植して代替えの木を植えたり、石垣の積み残しをするわけです。地図石の落ち石も当座は押し込みますが、根本的には木を移さないとダメ」と言っている。今後も論議を呼びそうだ。

○昭和 54 年 11 月 熊本城に関する報告書—II（三の丸地域の整備）（熊本城整備研究会・市長諮詢機関）^{*3}

- 昭和 30 年に熊本城域の整備に着手して以来、主として本丸及び二の丸の環境整備に力を注いできたが、一応の進捗を見たので、熊本市は三の丸地域にある旧国立病院用地の買収、化血研用地の一部買収、県警本部車両整備工場転出後の旧跡地と南九州財務局公務員宿舎廃止後の旧跡地の無償貸付など整備に向けた準備を進める。その他にも熊本家庭裁判所移転、化血研の工場部分の清水町への転出に伴う段階的縮小、市立博物館の新設など情勢は大きく変化している。既に三の丸北西地区の部分的な公園化事業計画に着手し、市制 100 周年に向け県内各地に散在する建造物資料を集積する資料公園設置について検討開始している。
- 昭和 49 年の答申は城域全体として捉えた計画の必要性とその方向を答申しているが、情勢の変化に伴う部分的な見直しの必要性と三の丸地域の具体的な整備計画立案が必要な時期を迎えていることから、再び市長の諮詢を受け、審議を重ねる。

<整備の基本原則>

- 地形を変更しない
- 遺構を整備・保存する
- 特別史跡指定を促進する
- 特定団体等の占有には供しない
- 緑の維持管理を適切に行う

<整備方針>

- 三の丸史料公園（価値の高い建造物の移築）
- 桟型広場の復元
- パレーボールコート、児童公園の仮設
- 森本預櫓の補修復元
- 水堀の復元
- 三の丸西公園の整備
- 三の丸駐車場の整備（公務員宿舎跡地）
- 城域の明確化
- 三の丸周辺の域内交通（歩行者動線も含む）の整備

<委員>

昭和49年メンバーと同じ。

◎昭和54年12月6日 熊本城公園として整備を（国有地を市に貸付）^{*1}

南九州財務局の諮問機関である国有財産南九州地方審議会は、五日午後三時から熊本市の熊本共済会館五峯閣で開かれ、熊本市古町の国有地二カ所を熊本城公園として熊本市に無償で貸付することを承認、迫永久正同局長に答申した。同国有地は熊本城の北西部で、付近には市立博物館や県立美術館などがある。審議の対象になったのは、五十三年三月まで県警本部自動車整備工場などに使われていた三の丸公園内の一萬四千四百九十九平方㍍と、昨年九月まで大蔵省、法務省職員宿舎用地だった二の丸公園内の五千二百七十二平方㍍の二地区。現在は普通財産として大蔵省に引き継がれ、空き地になっている。同市の利用計画によると、三の丸公園内の土地は九千四百万円の予算で整備、家族連れが楽しめるような、「自由広場」にし、二の丸地区内には一億六百万円をかけ有料駐車場（百三十三台収容）を造る方針。同市では熊本城周辺約五十六万平方㍍を熊本城公園として整備する計画を持っており、本丸と二の丸地区約四十七万六千平方㍍の整備は終えているという。無償貸付の契約として、市には整備が進められている江津湖公園をさらに三万四千平方㍍拡大することが義務付けられている。審議に先立ち任期満了に伴う会長改選があり、横山治助肥後銀行頭取が再選された。

◎昭和58年3月 熊本城保存管理計画策定報告書（熊本市文化課・文化庁補助）^{*4}

本章第2節に報告書の抜粋を記載した。

本報告書は、国庫補助事業として、文化庁文化財保護部記念物課、熊本県文化課の指導を受けて、熊本城跡保存管理計画策定部会を開き、委員の協議を行う。

<委員>

熊本大学 工藤 敬一

名城大学 新田 伸三

熊本大学 堀内 清治

熊本大学 森山 恒雄

◎昭和63年度 「フィールド・ミュージアム熊本城」（財団法人熊本開発研究センター）^{*7}

全国でも昭和の築城時代と呼ばれ天守閣などの復元も盛んであるが、半面城域が近代都市の中で隘路となり、特に激増する交通量などの点から問題化している。また、熊本城内においても県立図書館、市立図書館の新築や国立病院や第一高校の増改築など蚕食ともいえる立地があとを絶たない。これらの諸問題を考慮に入れ、百年後の熊本城は県市民にとってどう在るべきか、県開発研究センターからの研究委託によって検討を重ねたもの。

<整備方針>

これまでの答申・報告書を参照、基本的には「熊本城整備研究会」の整備方針を継承しているが、新たに「城域全体を体験・学習型の野外博物館（フィールドミュージアム）とする」という熊本城整備の基本理念を提示。緑の再配置計画や活用方法についても提言。

<メンバー>

石井 清喜（熊本城整備協議会副会長・熊本日日新聞情報文化センター取締役）

松本 寿三郎（熊本大学文学部教授）

矢野 和之（文化財保存計画協会理事）

富士川 一裕（高木・富士川計画事務所取締役）

澤 治彦（九州ランドスケープ㈱代表取締役）

◎平成元年3月 「歴史回廊都市くまもと」（市都市計画課）^{*7}

<報告書の目的と位置づけ>

前記の「フィールド・ミュージアム熊本城」を受けて、熊本城域に加えて、旧城下町一帯の景観構造・都市構造の調査・分析とこれらを生かした都市計画上の整備計画の提案。

<整備方針>

①加藤時代②細川時代③明治大正時代を3つの基軸とし、各時代が反映されるように城下町全体をフィールドミュージアム（歴史廻廊都市）となるよう整備する。

○平成2年7月14日 熊本城周辺を野外博物館化「歴史廻廊都市くまもと」^{※1}

熊本市はこのほど、熊本城周辺を野外博物館（フィールドミュージアム）として都市づくりをする「歴史廻廊都市くまもと」を作成した。旧城下町の資源を保存、復活させるもので、長期的にはJT（日本たばこ）やNHKも移転、公園化する構想も含まれており、今後論議を呼びそうだ。

昭和六十三年に同市が策定した都市景観計画に基づき作成された。熊本城を中心に歴史廻廊をつくり、歴史、地域などで整理しながら、これらをネットワーク化。物語性とテーマをもって都市全体を野外博物館としての性格を持たせる壮大な構想。二十年後をメドにしているという。米オハイオ州クリーブランド市立公園などを模範にした。具体的には「城内」「手取」「京町・出町」「新町」「本妙寺・島崎」など十六地区に分け、さらに加藤、細川、明治・大正の三時代に分類し整備を行う。（以下略）

○平成4年度「熊本城の総合整備計画について」（熊本城総合整備計画委員会）^{※7}

<報告書の目的と位置づけ>

- ・熊本城は都市の中心部を占め、緑の拠点および市民のための公園・開放された空間としての重要な性格をもち、更には観光及び都市計画の上からも再検討を迫られている。
- ・市から諮問を受け、以来過去の答申報告書を参照しながら当面する課題として「熊本城武家屋敷・長堀復元について」を中間答申し、その後「文化財検討小委員会」と「環境整備小委員会」を設置して「熊本城総合整備計画」を答申した。

<整備方針>

- ・中間答申では、旧細川刑部邸の城内移築と桜の馬場から古城にかけての長堀の再建の提案。
 - ・最終答申では、基本的にはこれまでの報告書の整備方針を継承しているが、さらに次のことを提言。
- ①遺構の発掘調査を継続的に行うべき②三の丸ゾーンに「熊本城資料館」③眺められる対象としての熊本城を継続できるように景観形成上の仕組みを開発すべき④城域と合わせて周辺地域の整備が必要。新1丁目門から南側の「つきあたり路地」が多くのこる街並の保存、北岡自然公園、島崎地区、泰勝寺等。

<委員>

委員長 三浦 洋一（熊本県文化協会会長）

副委員長 石井 清喜（熊本日日新聞情報文化センター取締役）

委 員 延藤 安弘（熊本大学工学部教授）

委 員 小山 栄一郎（丸小ホテル代表社員）

委 員 北野 隆（熊本大学工学部教授）

委 員 澤 治彦（九州ランドスケープ代表取締役）

委 員 世良 喜久子

委 員 松本 寿三郎（熊本大学文学部教授）

委 員 與 繩董（熊本トヨタ自動車代表取締役社長）

委 員 御厨 一熊（熊本市助役）

○平成9年3月 熊本城復元整備調査報告書（財団法人熊本開発研究センター）

<目的>

熊本城は、熊本県民・市民が祖先から受け継いだ最大の文化遺産である。加藤清正による築城から

400年目にある2007年を10年後に迎える。本報告書はこのことを一つの契機として、これまでの熊本城整備計画に関する報告書を再度検討し、21世紀の都市づくりの中で熊本城の位置付けの明確化と整備の具体的な方向付けを提示するものである。

＜位置づけ＞

熊本城整備に関する報告書は昭和42年の熊本大学工学部黒田教授による「熊本城公園計画」が本格的な第1号であり、以来これまで8つの答申や報告書がまとめられている。これらの報告書および現在市で検討されている事項も踏まえた上で、具体的な短期・中期・長期の整備計画を提言するものである。城域内の建造物の復元については、基本的な考え方、復元の優先順位等について熊本大学工学部北野隆教授にご指導いただいた。また、資料により復元可能な建造物の図面も合わせて作成して頂いた。

※別冊として、熊本城16の主要な建造物一復元図と解説一が作成されている（表2-1）。

◎平成9年度 熊本城復元整備計画（熊本市企画調整課）^{※7}

本章第3節に報告書の抜粋を記載した。

＜はじめに＞

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核となる熊本城は、貴重な歴史遺産としてはもとより、本市の最大の観光資源として、更には「森の都」を印象付ける緑の拠点として、今日まで市民や訪れる多くの人々に愛されてきた。また、現代は物質的にも恵まれた豊かな社会であるが、反面、地域の誇りや心のゆとりが段々薄れつつある社会でもある。このようなことから、本市では、歴史と文化の象徴である熊本城一帯を整備することにより、更に都市に潤いと風格を与え、市民に一層の誇りと心のゆとりを提供できる場として大きな役割を果たすものと考え、

表2-1 熊本城16の主要な建造物 一復元図と解説一

	平面	立面	高さ・規模関係
① 北大手門	御城内御絵図（1.2階） （熊本市教育委員会蔵）	御城図 （永青文庫蔵。以下同じ）	明治初期写真（北側から）
② 南大手門 ※平成15年復元	同上（1、2階）	御城図 御奉行所圖（永青文庫蔵）	現状実測
③ 西櫓御門	同上（2階） ※1階部分江戸時代の材が残る	御城図	現状実測
④ 二の丸御門	石垣（修理による発掘調査）	二ノ丸御絵図 （熊本県立図書館蔵）	肥洲録（熊本県立図書館蔵）
⑤ 裏裏五階櫓	御城内御絵図（1階） 肥洲録（2階以上）	御城図	明治期写真
⑥ 数寄屋丸五階櫓	御城内御絵図（1階） 肥洲録（2階以上）	御城図	地上4階、平面中央の大柱
⑦ 飯田丸五階櫓 ※平成17年復元	御城内御絵図（1階） 肥洲録（2階以上）	御城図 明治期写真	内部3層、突上窓位置5階に見える？
⑧ 竹の丸南御門脇 五階櫓	御城内御絵図（1階） 肥洲録（2階以上）	御城図 明治期写真	内部4階、突上窓位置5階に見える？
⑨ 檜方（三階）櫓	御城内御絵図（1階） 肥洲録（2階以上）	御城図 明治期写真	
⑩ 戊亥櫓 ※平成17年復元	御城内御絵図（1階） 肥洲録（2階以上）	御城図 明治期写真	創建当初は「大黒矢倉」 慶長7年（1602）建立
⑪ 未申櫓 ※平成17年復元	御城内御絵図（1階） 肥洲録（2階以上）	御城図	
⑫ 加藤平左衛門屋敷	平左衛門開元屋敷家御材木貿易書帳 （細川家永青文庫蔵）	同左？	各建物材寸法まで記される。 慶長年間建立
⑬ 本丸御殿 大広間 ※平成20年復元	御城内御絵図（地下1・1階）	御城図	
⑭⑮ 二の丸長簾・堀平太 左衛門預櫓	宝永六年肥後国熊本城絵図 （細川家永青文庫蔵）	明治期写真	肥洲録（熊本県立図書館蔵）
⑯ 時習館	時習館並東西廻絵図 （細川家永青文庫蔵）		講堂などの外観：岡山の閑谷賀、江戸の昌平舎を参考

今回本格的な熊本城の復元整備に取り組むこととした。計画策定に当たっては、熊本城整備研究会をはじめ、これまで多くの報告や答申、或いは市民の提言を踏まえ、熊本城が有する多様で豊かな価値を更に高めるため、①歴史的建造物の復元と保存、②都市の潤い空間として環境整備、③サービス空間の創出を基本方針に掲げ、市民総参加のもと、熊本城の復元整備を進めていく。

○平成 10 年度 熊本城短期（第Ⅰ期）復元整備事業に着手

○平成 13 年 2 月 27 日 熊本城建造物復元課題検討委員会発足（熊本市熊本城総合事務所）

本丸御殿の復元は全国的にも例が少なく、さまざまな課題が山積していると考えられ、その一つ一つを解決することが史実に基づいた忠実な復元が可能であると考え、文化庁や県の指導のもとに委員会及び専門部会を発足し、平成 19 年度まで幾度の審議を重ね、本丸御殿（大広間・大台所・数寄屋）を復元整備する。

<委員会>

委員長 平井 聖（昭和女子大学学長：日本建築史）
 委員 坪井 清足（財団法人元興寺文化財研究所所長：考古学）
 委員 服部 英雄（九州大学大学院教授：歴史学）
 委員 薛 孝夫（九州大学農学部教授：造園学）
 委員 北野 隆（熊本大学工学部教授：日本建築史）
 委員 金多 潔（京都大学名誉教授：建築構造学）

<建築部会>

部会長 北野 隆（熊本大学工学部教授：日本建築史）
 委員 土田 充義（鹿児島大学工学部教授：日本建築史）
 委員 伊東 龍一（熊本大学工学部助教授：日本建築史）

<史跡部会>

部会長 五味 盛重（財団法人文化財建造物保存技術協会参与：日本建築史）
 委員 北野 隆（熊本大学工学部教授：日本建築史）
 委員 沢田 正昭（筑波大学大学院教授：保存科学）

<障壁画部会>

部会長 脇坂 淳（京都教育大学教授：日本美術史）
 委員 北野 隆（熊本大学工学部教授：日本建築史）
 委員 大倉 隆二（熊本県立美術館学芸課長）

<指導・助言者>

本中 真（文化庁記念物課主任文化財調査官：造園学）
 大田 幸博（熊本県教育庁文化課課長補佐：考古学）
 富田 紘一（熊本市教育委員会生涯学習部主席審議員：考古学）
 中野 正樹（東京藝術大学名誉教授：金工（銘金具））
 星野 献二（伏見城研究会代表：近世瓦）

○平成 15 年 8 月 18 日 熊本城利活用検討委員会発足（熊本市熊本城総合事務所）

熊本城域及び建造物の有効利用について検討するために設置され、8回の審議を得て、同年 12 月に「歴史文化の学習の場」「観光の場」「憩いの場」として利活用するためのアイディアを答申書としてまとめる。

<委員会>

委員長 松本 寿三郎（崇城大学教授）
 委員 池田 孝昭（全国旅行業事業連合会会长）

委 員	上村 修生	(公募)
委 員	小山 玲子	(女将の会(肥後つばき会)会長)
委 員	北村 直登	(一新まちづくりの会会長)
委 員	小森田 依都	(公募)
委 員	佐藤 毅一郎	(熊本経済同友会 新しい観光・集客に関する部会長)
委 員	長宗我部 旬美	((社)熊本青年会議所常任理事)
委 員	手島 順子	(料理研究家)
委 員	西嶋 公一	(オフィス・ムジカ代表)
委 員	藤間 豊太郎	(熊本県文化協会理事)
委 員	松永 裕子	(田迎小学校教諭)
委 員	米田 弘一	(熊本市物産振興協会青年部会長)

○平成 20 年 5 月 熊本城桜の馬場整備基本計画(熊本市企画課)

熊本市が所有する桜の馬場地区を整備することで、熊本城での滞留時間の拡大を図り、周辺地域への回遊を促進することで、中心市街地活性化ならびに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的として、平成 9 年度策定した熊本城復元整備計画に基づき策定する。

○平成 20 年 7 月 18 日 熊本城整備利活用検討懇談会発足(熊本市企画課・熊本城総合事務所)

今後の熊本城の整備と利活用のあり方について、文化財保護、熊本城の魅力づくり、更には地域の活性化などの観点から、幅広く総合的に検討するため設置し、主に桜の馬場整備に関する事項を検討する。
(平成 20 年度 4 回開催)

委員長	小堀 富夫	(市文化財保護委員会:文化財保護)
委 員	北野 隆	(市文化財保護委員会:文化財保護)
委 員	松本 寿三郎	(元熊本大学教授:文化財保護)
委 員	富田 総一	(市文化財保護専門相談員:郷土史関連)
委 員	吉丸 良治	(熊本県文化協会:文化振興)
委 員	上村 秋夫	(熊本県立美術館:周辺施設)
委 員	両角 光男	(中心市街地活性化協議会:地域活性化)
委 員	北村 直登	(一新まちづくりの会:地元地域)
委 員	安部 勝己	(桜町地区会議:地元会議)
委 員	小山 玲子	(熊本市観光旅館ホテル協同組合:観光振興)
委 員	熊本 敏彦	(西日本電信電話株式会社熊本支店:情報発信)

○平成 21 年 4 月 1 日 特別史跡熊本城跡保存活用委員会発足(熊本市熊本城総合事務所)

文化庁や県の指導のもと、今後の熊本城の保存と活用のあり方について、文化財保護、熊本城の魅力づくり、更には地域の活性化などの観点から、幅広く総合的に検討するため設置される。設立当初は専門部会として史跡部会、建築部会を発足し、主に施設整備や第Ⅱ期復元整備事業に関する事項を審議する。また、平成 22 年度より活用部会、平成 23 年度より計画策定部会、平成 27 年度より絵図・文献部会を新たに発足し、現在は保存管理計画改訂はじめ熊本城の保存と活用、懸構含めた魅力づくりと地域の活性化に関する事項に関する審議を行っている。平成 26 年 4 月より事務局を熊本城調査研究センターとする。

委員長	小堀 富夫	(熊本市文化財保護委員長:文化振興) <平成 21 年度～平成 24 年度>
委員長	平井 聖(元昭和女子大学学長:日本建築史)	<平成 25 年度～>
委員長代理	吉丸 良治(熊本県文化协会会长:文化振興)	<平成 21 年度～>

<計画策定部会（平成23年8月発足）>

- 部会長 今村 克彦（元熊本市文化財保護委員会副委員長：考古学・史跡）<平成23年度～>
 委員 斎藤 英俊（京都女子大学教授：日本建築史） <平成23年度～平成24年度>
 委員 田中 哲雄（日本城郭センター（姫路市）名誉館長：石垣・城郭）<平成23年度～>
 委員 吉丸 良治（熊本県文化協会会長：文化振興） <平成23年度～平成24年度>
 委員 松本 寿三郎（熊本大学名誉教授：歴史学） <平成23年度～>
 委員 千田 嘉博（奈良大学学長：考古学） <平成23年度～>
 委員 伊東 麗子（樹木医：植物） <平成23年度～>
 委員 渡辺 勝彦（元日本工業大学学長特別補佐：日本建築史） <平成25年度～平成26年度>
 委員 毛利 秀士（一新校区自治協議会会長：地元地域） <平成25年度～>
 委員 吉田 純一（福井工業大学教授：日本建築史） <平成27年度～>

<史跡部会（平成21年4月発足）>

- 部会長 田中 哲雄（日本城郭センター（姫路市）名誉館長：石垣・城郭）<平成21年度～>
 委員 今村 克彦（元熊本市文化財保護委員会副委員長：考古学・史跡）<平成21年度～>
 委員 高瀬 哲郎（元佐賀県立名護屋城博物館学芸課長：考古学） <平成21年度～平成24年度>
 委員 北野 博司（東北芸術工科大学 歴史遺産学科長：考古学）<平成25年度～>
 委員 山尾 敏孝（熊本大学教授：土木遺産学） <平成21年度～>
 委員 服部 英雄（九州大学院教授：歴史学） <平成21年度～平成22年度>

<建築部会（平成21年4月発足）>

- 部会長 服部 英雄（九州大学院教授：歴史学） <平成21年度～平成22年度>
 部会長 斎藤 英俊（京都女子大学教授：日本建築史） <平成23年度～平成24年度>
 部会長 吉田 純一（福井工業大学教授：日本建築史） <平成27年度～>
 委員 伊東 龍一（熊本大学教授：日本建築史） <平成21年度～>
 委員 北野 隆（熊本大学名誉教授：日本建築史） <平成21年度～平成24年度>
 委員 今村 克彦（元熊本市文化財保護委員会副委員長：考古学・史跡） <平成21年度～平成24年度>
 委員 渡辺 勝彦（元日本工業大学学長特別補佐：日本建築史） <平成25年度～平成26年度>
 委員 北原 昭男（熊本県立大学教授：木質構造） <平成27年度～>
 委員 西村 邦昭（公募） <平成27年度～>

*平成25・26年度部会長は、史跡・建築部会として田中哲雄部会長

<活用部会（平成22年8月発足）>

- 部会長 吉丸 良治（熊本県文化協会会長：文化振興） <平成21年度～平成24年度>
 部会長 毛利 秀士（一新校区自治協議会会長：地元地域） <平成23年度～（平成25年度から部会長）>
 委員 岩下 直昭（熊本商工会議所専務理事：地域活性化） <平成21年度～平成24年度>
 委員 松山 正明（熊本商工会議所専務理事：地域活性化） <平成25年度～平成27年度>
 委員 谷崎 淳一（熊本商工会議所専務理事：地域活性化） <平成27年度～>

- 委員 亀井 則太郎（熊本経済同友会 新しい観光・集客に関する部会長：地域活性化）
 <平成 21 年度～平成 22 年度>
- 委員 丸野 香代子（株式会社 談 代表取締役：地域活性化）
 <平成 23 年度～平成 26 年度>
- 委員 西嶋 公一（熊本経済同友会 熊本の価値創造委員会副委員長：地元地域）
 <平成 27 年度～>
- 委員 武本 純一（熊本市中心商店街等連合協議会（7 商協）会長：地元地域）
 <平成 25 年度～平成 26 年度>
- 委員 松永 和典（熊本市中心商店街等連合協議会会長：地元地域）<平成 27 年度～>
- 委員 永田 求（熊本県文化協会常務理事：文化振興）<平成 25 年度～>
- 委員 北村 直登（NPO一新まちづくりの会理事長：地元地域）<平成 21 年度>
- 委員 松本 寿三郎（熊本大学名誉教授：歴史学）<平成 21 年度～平成 26 年度>
- 委員 富田 紘一（熊本市文化財保護専門相談員：考古学）<平成 21 年度～>
- 委員 今村 克彦（元熊本市文化財保護委員会副委員長：考古学・史跡）<平成 21 年度>
- 委員 岩永 邦子（公募）<平成 21 年度>
- 委員 佐々木 信文（公募）<平成 21 年度>
- 委員 上村 修生（公募）<平成 23 年度～平成 24 年度>
- 委員 安武 次郎太（公募）<平成 23 年度～平成 24 年度>
- 委員 瓜井 真一（公募）<平成 25 年度～平成 26 年度>
- 委員 鍋島 幸一（公募）<平成 25 年度～平成 26 年度>
- 委員 中井 滋（公募）<平成 27 年度～平成 28 年度>
- 委員 西村 邦昭（公募）<平成 27 年度～平成 28 年度>

<絵図・文献部会（平成 27 年 5 月発足）>

- 部会長 松本 寿三郎（熊本大学名誉教授：歴史学）<平成 27 年度～>
- 委員 伊東 龍一（熊本大学教授：日本建築史）<平成 27 年度～>
- 委員 富田 紘一（熊本市文化財専門相談員：考古学）<平成 27 年度～>

II 建造物の変遷 *6

軍施設は爆撃から免れたため、軍部の解体後は一斉に官公庁施設に肩代わりする。藤崎台には民間施設とさらには戦災住宅に加えて無届の民家まで建つなど無秩序といえるほどになった。しかし、その後各施設の充実が図られると同時に文化財保護の機運も高まり、昭和 35 年天守閣が再建されると、本丸や二の丸等にあった施設も次第に城外に移転していく。その反面、古城や千葉城など新たに旧城域内に設置された建造物も多く、依然として城内は公共施設の用地として常に考えられた。旧城域内の建造物の変遷について以下に示す。

表 2-2 熊本城内主要建造物（団体）の推移

軍施設				
ゾーン	建造物名	建築年次	摘要	旧御時代
本丸	第 6 騎團司令部	鏡台から引き継ぐ	戦後女尊・市博物館	櫓・御殿
二の丸	陸軍教導学校（予備陸上） 熊本陸軍病院	昭和 2 年 衛戍病院から	〃医科大学	藩賤 東船・西船
三の丸	輪重隊第 6 連隊 陸軍病院藤崎台分院			高麗武家邸 高麗武家邸
古城	熊本陸軍病院 側団兵器部			松井邸など 松井邸など
桜馬場	憲兵隊司令部	昭和 3 年		松井邸など

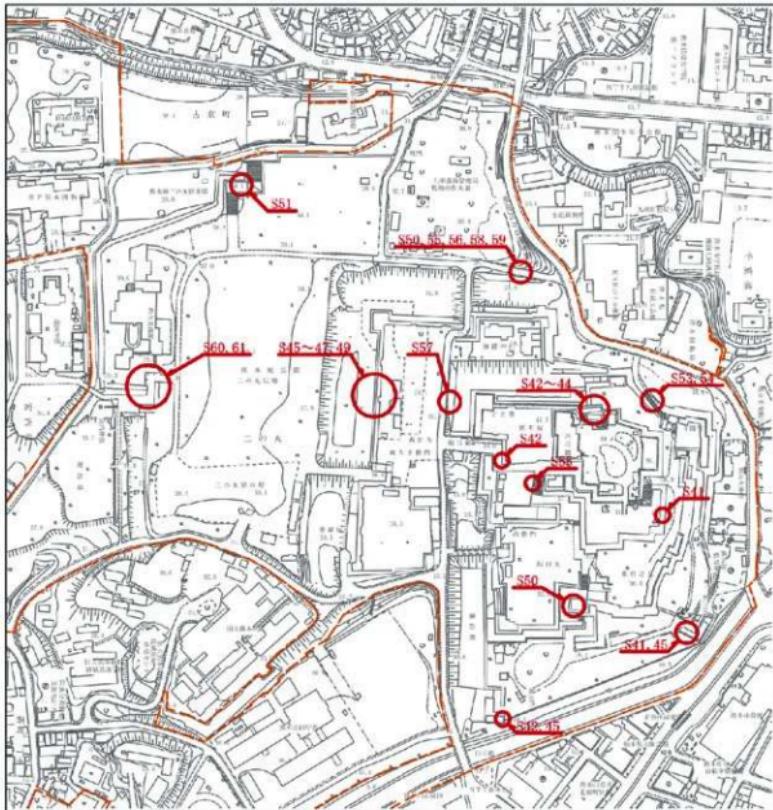
千葉城	銀行社 側面経理部 連隊区司令部	昭和 5 年	後に県立図書館	役割所、穿削所、見物所 〃
本丸	県立女專→市立博物館	昭和 2 (旧側面司令部)	昭和 34. 6 撤去	御殿
西出丸	保護觀察所 (少年審判所)	昭和 23	昭和 38. 7 撤去	奉行所、蔵
二の丸	医科大学→第二高校	第二高校開校 37. 4	昭和 43. 7 撤去	時習館、高禄武士邸
竹の丸	税關支所熊本出張所	昭和 30. 9	昭和 58. 7 撤去	蔵など
古城	児童相談所	昭和 23. 7	昭和 24. 12 撤去	
これまでに移転した施設				
地区	建造物名	建築年次	摘要	旧藩時代
三の丸	県警自動車整備工場	昭和 28. 6	昭和 52. 10 移転	
三の丸	国家公務員宿舎	昭和 41. 2	昭和 54. 10 移転	
三の丸	旧熊本家庭裁判所	昭和 27. 5	昭和 48. 12 移転	高禄武士邸

表 2-3 戦後域内に立地した施設

地区	旧藩時代	建造物名	建築年次	摘要
本丸	馬場	熊本大神宮	昭和 2	
	城内通路	熊本城稲荷神社	大正 14	昭和初期現在地へ
	民家			
二の丸	城方役所	加藤神社	昭和 37. 1	
	細川一門邸	熊本県立美術館	昭和 51. 3	
	細川一門邸	監物台樹木園	昭和 25. 10	
三の丸	高禄武士邸	市立博物館	昭和 53. 4	
	高禄武士邸	市教文化財収蔵庫	昭和 57. 9	
	高禄武士邸	化血研	昭和 21. 12	H4. 3 買收終了 H5. 9 旧細川刑部邸移築完了
	熊本市藤崎台保育園		昭和 36. 4	
	藤崎台童園		昭和 35	
	学徒援護会学生相談所		昭和 27. 10	
	民家			
	武家屋敷	県護国神社	昭和 32. 1	
	藤崎宮、民家	県営藤崎台球場	昭和 35. 10	
	民家	熊本 YMCA	昭和 40	
古城	民家	熊本スケートセンター	昭和 39	
	民家	市立商業実業専門学校	昭和 31. 4	H3. 4 上熊本へ移転(総合ビジネス専門学校)
	民家			
	松井一日亭	国立熊本病院	昭和 38. 5	H20 新築
	細川一門邸	県立第一高校	昭和 38. 9	
	細川一門邸	熊本中央郵便局		
	民家			
	武家屋敷	熊本合同庁舎 1 号館	昭和 36	H27. 3 熊本駅周辺へ移転
	武家屋敷	熊本合同庁舎 2 号館		H27. 3 熊本駅周辺へ移転
	武家屋敷	熊本合同庁舎 3 号館	昭和 46	H27. 3 熊本駅周辺へ移転
千葉城	武家屋敷	住宅金融公庫	昭和 35. 3	H3 に大江へ移転
	武家屋敷	県営プール	昭和 34. 8	H23. 3 桜の馬場城彩苑オーブン
	武家屋敷	日本たばこ産業熊本支社	昭和 46. 7	
	武家屋敷	NHK 熊本放送会館	昭和 37. 12	
	塩蔵	旧県立図書館	昭和 33	H4. 10 県立美術館分館開館
	煙硝蔵	熊本国税局千葉城分室		
	蔵	県伝統工芸館	昭和 57. 8	
	蔵	熊本共済会館五峯閣	昭和 41. 2	H7 新築
	蔵	九州財務局分室	昭和 44. 11	
	武家屋敷	新熊本家庭裁判所	昭和 48. 12	
古城	武家屋敷	九州電通局新堀宿舎		
	武家屋敷	熊本西社会保険事務所	昭和 62. 9	
	武家屋敷	熊本市教育センター	昭和 62. 9	
	民家			

第3項 石垣整備状況

熊本城跡の石垣は、延長 8.7km、面積約 78,000m²に及び、明治初期に解体撤去、改変された箇所はあるが、そのほとんどは良好に保存され現在に至っている。石垣の保存修理事業は、文化庁及び熊本県の補助を受けて、昭和 41 年度の牛砲台及び平御櫓前の石垣修理にはじまり、平成 27 年度まで 35 箇所の石垣修理及び復元整備工事を実施している（図 2-1、図 2-2）。なお、昭和 41 年度から平成 4 年度までを記念物一般修理、平成 5 年度から平成 9 年度までの 5 年間は中近世城郭緊急保存修理事業として、平成 10 年度は地方拠点史跡等総合整備事業の一環として実施し、平成 12 年度以降は記念物保存修理事業として実施してきた。



凡 例	
---	特別史跡
S41~61	修理箇所

図 2-1 石垣保存修理工事圖（昭和 41 ~ 61 年度事業）

平成9年度に熊本城復元整備計画を策定し、平成11年度から西出丸一帯の建造物を中心とした復元整備を実施し、石垣保存修理（復元）等の保存整備についても復元整備計画の中に位置づけ、史料に基づいた復旧等を行うこととしている。

熊本城復元整備計画では、建造物と合わせて熊本城の価値を構成する要素である石垣の保存修理、復元整備を重視している。

建造物の復元に係る石垣部分に関しては孕みなどの現状を把握したうえで、修理範囲を決定し、復元建造物の設計と相互に内容を確認しながら修理、整備方針を決定する。史料に基づいて建造物を正確に想定しながら作業を行えるため、より厳密な石垣修理、整備が可能となる。

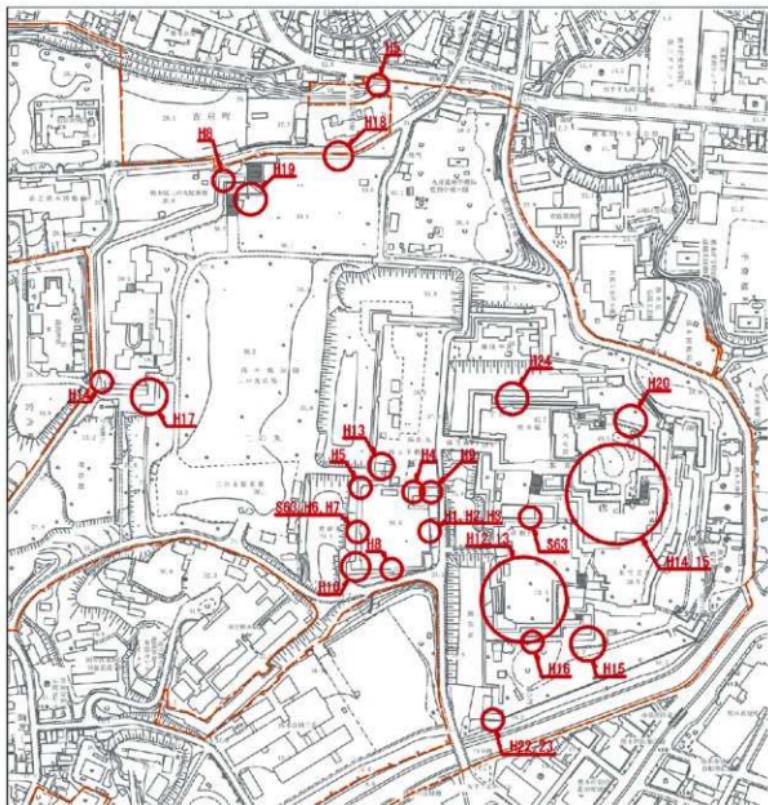


図 2-2 石垣保存修理履歴図（昭和 63 ～平成 24 年度事業）

表2-4 熊本城内の石垣に係わる修理経過

年	西暦	事 場	備 考
寛永 2 年	1625	6月 熊本地方に大地震、城内被甚だしく煙硝礫爆発。天守その石垣にも被害あり	「加藤清正伝」
寛永 11 年	1634	2月 17 日 熊本城の石垣・脇・腰・門などの改修を幕府に願し出る 4月 14 日 幕府より熊本城の石垣・腰の修理、二の丸の柱修理許可される	肥後守熊本城築替請書及所給図(県立図書館蔵) 御自分御普請(永青文庫蔵)
寛永 21 年 (元和元年)	1644	6月 25 日 熊本城、鹿児木ともに大雨洪水、熊本城石垣、土手、腰、櫓修理する 7月 10 日 熊本洪水のため、飯田道所に修理費を幕府に申請	肥後守御日記(肥後守文獻叢書)、「沢庵和尚遺集」 御自分御普請
慶安 2 年	1649	8月 14 日、本丸丸石垣崩壊につき、修理が許可される	御家譜継谷六三四
延宝 4 年	1676	大雨水による城内石垣、腰、土手、水抜きなど破損のため修理額	御自分御普請、御家譜継編(永青文庫蔵)
元禄 15 年	1702	8月 9 日、小笠原下(下川津付)の石垣修理、その他の4ヵ所の修理申請	「熊本城築替給図」(永青文庫蔵)
元禄 16 年	1703	8月 小天守下石垣(孕み、石垣普請につき)2箇所取除	御争口所見帳(永青文庫蔵)
宝永 6 年 (元禄 17 年)	1704	3月 是頃、天守北側の石垣を大補修	石門内に「元禄十七年甲申三月日」と刻字あり
宝永 6 年	1709	10月 7 日 熊本城石垣破損のため、6ヵ所所修理	肥後守熊本城築替(永青文庫蔵)
正徳 5 年	1715	4月 熊本城石垣破損、5ヵ所所修理の御願出の題許可あり	本草年表
享保 4 年	1719	9月 熊本城丸丸、子の石垣1方、柱頭の石垣1方所除み、外曲輪末中の外方用坪土・石垣1方所崩壊につき修理を願し額定出たところ、許可あり	御家譜継編
延享元年	1744	11月 熊本城石垣修築並びに腰の復復について、頼の通り終了	御家譜継編
延享 4 年	1747	4月 12 日 熊本城石垣崩壊の御所3箇所所修理、腰復復について、幕府認許	本草年表、御家譜継編
天明 1 年	1781	本丸より豆箕、牛、未のの石垣3箇所所修理のため願出して申請	肥後守熊本城築替(永青文庫蔵)
寶政 2 年	1790	1月 熊本城丸丸より豆箕及び未之方石垣2箇所の修理について幕府に申請	肥後守熊本城築替(永青文庫蔵)
寶政 8 年	1796	11月 橘方裏御石垣石垣普請請願に届け出	肥後守熊本城築替(永青文庫蔵)
文政 3 年	1820	12月 熊本城丸より方の(櫻弓)櫻下の石垣に付、修理額を幕府に提出	肥後守熊本城築替(永青文庫蔵)
文政 4 年	1821	1月 熊本城手入頭人詔、許可される	本草年表
文政 5 年	1822	櫻弓裏御石垣石垣詔請完成	内閣文庫に「文政五年六月竣工」の刻字あり
弘化 4 年	1847	12月 数十年来布政強請のため、熊本城の諸所の石垣も崩れ、または孕み、会所の無い頃なども破損され	「肥後近世年表」
明治 22 年	1889	7月 28 日 大地震により、頬当門より御造丸の石垣、堀が入り通りを以て御徒司令部まで左右の石垣、竹の丸の中程(飯田丸五階倉)、下馬橋の石垣、百間石垣の上部が崩れる(金崎山地震)	
昭和 29 年	1954	西出丸の石垣(東の火薙廻廊)を取り除く	
昭和 34 年	1959	五重櫻下石垣修理工事の実施	
昭和 41 年	1966	日下櫻下石垣修理	記念物保存修繕・一般事業
昭和 42 年	1967	千手門の石垣一部崩壊を復旧	記念物保存修繕・一般事業
昭和 44 年	1969	石の門の石垣修理工事・着手(昭和 44 年完成)	記念物保存修繕・一般事業
昭和 45 年	1970	馬具門・平御番石垣修理	記念物保存修繕・一般事業
昭和 45 年	1970	西出丸(改名櫻下から西大手門跡)の石垣復元工事に着手(昭和 50 年完成)	記念物保存修繕・一般事業
昭和 50 年	1975	門の丸石垣(独立棟)石垣修理	記念物保存修繕・一般事業
昭和 51 年	1976	の丸御門跡修理工事	記念物保存修繕・一般事業
昭和 53 年	1978	下門坂道整備工事(昭和 55 年完成)	記念物保存修繕・一般事業
昭和 55 年	1980	櫻の門石垣修理第 1 期工事着手(昭和 56 年完成)	記念物保存修繕・一般事業
昭和 56 年	1981	千手櫻下石垣(孕み状況調査)の実施	記念物保存修繕・一般事業
昭和 57 年	1982	千手櫻下石垣修理工事	記念物保存修繕・一般事業
昭和 58 年	1983	下門坂道整備のため門柱に櫻石垣加築造(昭和 59 年完成)	記念物保存修繕・一般事業
昭和 60 年	1985	美術館南側石垣修理工事着手(昭和 61 年完成)	記念物保存修繕・一般事業
昭和 63 年	1988	欽明天守丸の石垣修理	記念物保存修繕・一般事業
平成 1 年	1989	西出丸(奉行所跡)櫻石垣保存修理工事着手(平成 4 年完成)	記念物保存修繕・一般事業
平成 3 年	1991	西出丸北側、廻ら十八間櫻石垣修理工事(平成 4 年完成)	台風 19 号による災害復旧
平成 4 年	1992	西出丸(奉行所跡)西出丸櫻石垣保存修理工事着手(平成 7 年完成)	
平成 5 年	1993	の丸御門跡櫻石垣修理工事着手(平成 6 年完)	中世近城御殿跡保存修理工事
平成 6 年	1996	の丸御門跡櫻石垣修理工事着手(平成 13 年完成)	市街費
平成 9 年	1997	南天守門跡の及び南院一帯櫻石垣修理工事着手(平成 10 年完成)	中世近城御殿跡保存修理工事
平成 10 年	1998	西出丸(櫻石垣)櫻石垣修理工事着手(平成 11 年完)	使用等結合整備活用推進事業
平成 12 年	2000	飯田丸五重櫻下石垣修理工事着手(平成 13 年完成)	記念物保存修理工事
平成 13 年	2001	木ノ浦櫻石垣修理工事着手(平成 15 年完成)	記念物保存修理工事
平成 14 年	2002	木ノ浦櫻石垣修理工事着手(平成 16 年完成)	記念物保存修理工事
平成 15 年	2003	木ノ浦櫻石垣修理工事(平成 16 年完成)	記念物保存修理工事
平成 16 年	2004	木ノ浦櫻石垣修理工事(平成 17 年完成)	記念物保存修理工事
平成 17 年	2005	松田丸櫻石垣修理工事(平成 18 年完成)	記念物保存修理工事
平成 18 年	2006	百間石垣修理工事(平成 19 年完成)	記念物保存修理工事
平成 19 年	2007	二の丸御門跡櫻石垣修理工事(平成 20 年完成)	記念物保存修理工事
平成 20 年	2008	御五重櫻下石垣修理工事(平成 21 年完成)	記念物保存修理工事
平成 22 年	2010	馬具櫻跡復元工事(平成 24 年完成)	記念物保存修理工事
平成 24 年	2012	手左衛門丸北側石垣修理工事	記念物保存修理工事

第4項 史跡の整備状況

建造物の復元整備は昭和 35 年の天守閣の外觀復元を皮切りに行われてきた。昭和 30 年代、40 年代の復元整備は外觀のみの復元となっており、鉄骨鉄筋コンクリート造やコンクリートブロック造で建てられている。その後昭和 56 年の西大手門からは木造による史実に忠実な復元が行われてきた。以下にその変遷を示す。

凡例

- ① 本丸御殿
(大広間・大台所・敷寄屋)
- ② 長局
- ③ 敷寄屋丸二階大広間
- ④ 飯田丸五階櫓
- ⑤ 南大手門
- ⑥ 西大手門
- ⑦ 未申櫓
- ⑧ 戊亥櫓
- ⑨ 馬貝櫓
- ⑩ 大天守・小天守
- ⑪ 平御櫓

表2-5 史跡整備年表

年度	鉄道施設内後元形態調査	
	現存するもの	既に消滅
昭和25年度	本城跡	文部省指定(文化財保護法)
昭和26年度		
昭和27年度		
昭和28年度		
昭和29年度		
昭和30年度		
昭和31年度		
昭和32年度		
昭和33年度		
昭和34年度		
昭和35年度	天守 平左衛門丸櫓	飲食喫煙コンタクト法 コレクター
昭和36年度	平左衛門	コレクター・ブロッキ法
昭和37年度		天守に船屋形を表示
昭和38年度		
昭和39年度		
昭和40年度		
史跡 佐本城管理団体指定		
昭和41年度	馬具櫓	シンクレート・ブロック面 樹木植生
昭和42年度		
昭和43年度		
昭和44年度		
昭和45年度		
昭和46年度		
昭和47年度		
昭和48年度		
昭和49年度		
昭和50年度		
昭和51年度		
昭和52年度		
昭和53年度		
昭和54年度		
昭和55年度		
昭和56年度		
昭和57年度		
昭和58年度		
昭和59年度		
昭和60年度		
昭和61年度		
昭和62年度		
昭和63年度		
平成元年度	京都市第一、第二排水(上川)	木造
平成2年度		
平成3年度		
平成4年度		
平成5年度		
平成6年度		
平成7年度		
平成8年度		
平成9年度		
平成10年度		
平成11年度		
平成12年度		
平成13年度		
平成14年度	南大手門 元太郎櫓	木造 H11~14 木造 H12~14
平成15年度	北大手門 支大櫓・末中櫓	木造 H11~15
平成16年度	西出丸 御腰舟丸櫓	木造 H12~16 木造 H13~16
平成17年度	(ノ)御腰舟櫓 (平岡櫓 鹿島櫓)	解体
平成18年度		
平成19年度		
平成20年度	本丸御櫓	木造 H13~19
平成21年度		
平成22年度		
平成23年度	平左衛門丸櫓	解体
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度	馬具櫓	木造 H23~26
平成27年度		
平成28年度		



図 2-3 熊本城内の復元建造物（平成 28 年 3 月現在）

第5項 重要文化財建造物修理状況

熊本城に存在する13棟の重要文化財建造物は、古いもので江戸中期以降には修理若しくは改築等が行われていることが、棟札などより確認されている。陸軍所管時代には、明治17年に宇土櫓と監物櫓が改修されたという記録がある。昭和20年～30年代には現状変更を伴う修理が行われ、以前の修理で改変された部分を復旧することも行われている。その後は約30年に一度の周期で保存修理が行われ、それ以外には台風などによる災害復旧の記録がある。以下に位置と修理の経過を示す。

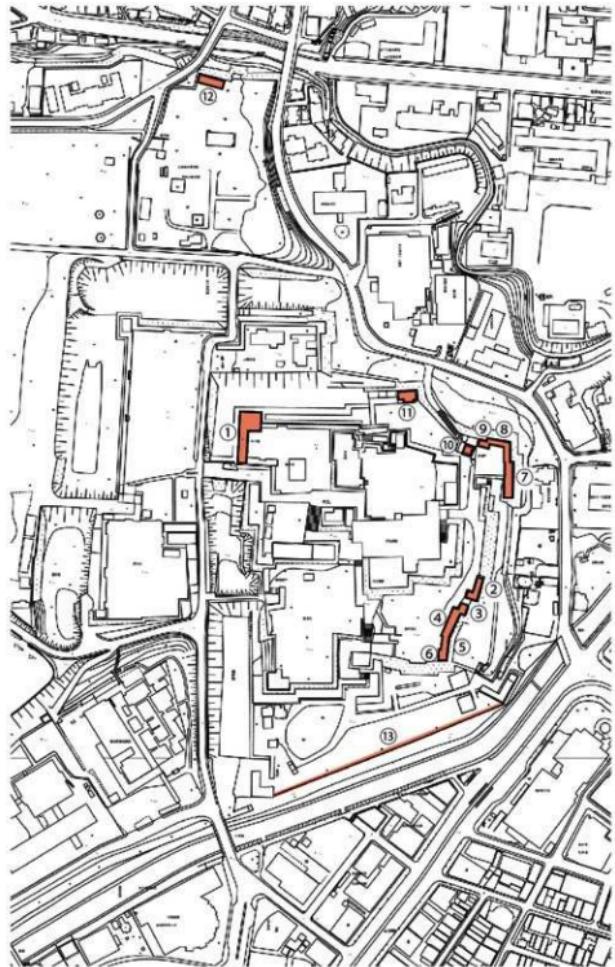


図2-4 熊本城の重要文化財建造物

表2-6 熊本城内の重要文化財建造物に係る修理の経過

和暦	西暦	事 項	備 考
天保 15 年 (弘化元年)	1844	十四間櫓再建	棟札
安政 6 年	1859	源之進櫓改築	棟札
安政 7 年 (万延元年)	1860	監物櫓修理	棟札
文久元年	1861	東十八間櫓、北十八間櫓、五間櫓修理	棟札ほか
慶応元年	1865	田子櫓修理	懸魚
慶応 2 年	1866	四間櫓修理、不開門大修理（再建）	棟札
明治 17 年	1884	宇土櫓及び監物櫓改修	陸軍
昭和 12 年	1927	宇土櫓：古階櫓を解体修理、統櫓を半解体修理	熊本城址保存会
		監物櫓：屋根葺き替え及び軸組み補強等の部分修理	旧軍
		不開門：屋根葺き替え等の部分修理及び北縁棟除去	旧軍
		五間櫓：軸材の一部補修及び屋根葺き替え等の部分修理	旧軍
		北十八間櫓：軸材の補修及び屋根葺き替え等の部分修理	旧軍
昭和初期		田子櫓：屋根葺き替え等の部分修理	旧軍
		源之進櫓：屋根葺き替え等の部分修理	旧軍
		平櫓：屋根葺き替え及び全面庇の改変	旧軍
		七間櫓：屋根葺き替え等の部分修理及び床の構造補強	旧軍
		十四間櫓：屋根葺き替え等の部分修理及び床の構造補強	旧軍
昭和 8 年	1933	熊本城宇土櫓ほか 13 棟を国宝に指定	
昭和 20 年	1945	宇土櫓一般公開（10 月）	
昭和 25 年	1950	文化財保護法により国宝建造物が重要文化財に指定替	
昭和 29 年	1954	平櫓：解体修理	文化財保護委員会直営
昭和 30 年	1955	宇土櫓：部分修理着手（昭和 32 完成）	文化財保護委員会直営
昭和 31 年		長廊：倒壊部の復元修理及び非倒壊部分の解体修理着手（昭和 30 年完成）	文化財保護委員会直営
		監物櫓：解体修理	文化財保護委員会直営
		不開門：解体修理工事着手（昭和 32 年完成）	文化財保護委員会直営
		源之進櫓：解体修理工事着手（昭和 33 年完成）	文化財保護委員会直営
		田子櫓：解体修理工事着手（昭和 34 年完成）	文化財保護委員会直営
昭和 32 年	1957	七間櫓：解体修理工事着手（昭和 34 年完成）	文化財保護委員会直営
		十四間櫓：解体修理工事着手（昭和 35 年完成）	文化財保護委員会直営
		四間櫓：解体修理工事着手（昭和 35 年完成）	文化財保護委員会直営
		管理組体指定（宇土櫓、不開門、平櫓、監物櫓、長廊）	文化財保護委員会直営
		長廊：部分修理	文化財保護委員会直営
昭和 34 年	1959	五間櫓：解体修理工事着手（昭和 36 年完成）	文化財保護委員会直営
		北十八間櫓：解体修理工事着手（昭和 36 年完成）	文化財保護委員会直営
		東十八間櫓：解体修理工事着手（昭和 37 年完成）	文化財保護委員会直営
		昭和 37 年	1962 管理組体指定（源之進櫓、四間櫓、十四間櫓、七間櫓、田子櫓）
		昭和 40 年	1965 宇土櫓他 12 棟火災設備及び自火報設備整備
昭和 42 年	1967	長廊：貫補強工事	文化財保護委員会直営
昭和 44 年	1969	宇土櫓：部分解体修理	熊本市（補助事業）
昭和 47 年	1972	長廊：屋根保存修理工事	熊本市（補助事業）
昭和 51 年	1976	平櫓：部分修理工事着手（昭和 52 年完成）	熊本市（補助事業）
昭和 52 年	1977	長廊：部分修理工事	熊本市（補助事業）
昭和 53 年	1978	監物櫓：部分修理工事	熊本市（補助事業）
昭和 54 年	1979	源之進櫓：部分修理工事着手（昭和 55 年完成）	熊本市（補助事業）
昭和 55 年	1980	不開門：部分修理工事着手（昭和 56 年完成）	熊本市（補助事業）
昭和 56 年	1981	田子櫓、七間櫓、十四間櫓、四間櫓：屋根葺き替え等の部分修理（昭和 57 年完成）	熊本市（補助事業）
昭和 58 年	1983	東十八間櫓、北十八間櫓、五間櫓：屋根葺き替え等の部分修理（昭和 59 年完成）	熊本市（補助事業）
昭和 60 年	1985	宇土櫓：半解体修理工事着手（平成元年完成）	熊本市（補助事業）
平成元年	1989	平櫓：部分修理工事	熊本市（補助事業）
平成 4 年	1992	長廊他 6 棟：災害復旧工事（台風 19 号）	熊本市（補助事業）
平成 8 年	1998	宇土櫓他 12 棟：建造物防災施設改修工事（平成 10 年完成）	熊本市（補助事業）
平成 12 年	2000	宇土櫓他 12 棟：災害復旧工事（台風 18 号）	熊本市（補助事業）
平成 16 年	2004	宇土櫓他 3 棟：災害復旧工事	熊本市（補助事業）
平成 20 年	2008	監物櫓：屋根葺き替え及び替部分修理工事	熊本市（補助事業）

第6項 都市計画・公園整備など

I 都市計画決定及び事業認可の変遷

熊本城都市計画公園5・6・1号熊本城公園（総合公園）についての経緯を以下に示す。文頭の○印は、都市計画決定事項を示す。

昭和21年（1946）9月25日	○千葉城縁地（75.15ha）として都市計画決定
昭和33年（1948）10月10日	○熊本城縁地（72.3ha）として名称変更・区域変更 (第一高校、合同庁舎を区域除外)
昭和33年（1958）12月13日	○熊本城縁地（74.00ha）に区域変更（県営プールの追加）
昭和35年（1959）11月4日	熊本城縁地（0.90ha）を事業決定（県営プール、二の丸児童園）
昭和37年（1962）3月17日	○熊本城公園に名称変更・区域変更（56.02ha）（N H K 区域の除外）
昭和42年（1967）4月18日	熊本城公園の事業決定（二の丸地区：41.94ha）
	<期間>昭和42～48年度
昭和43年（1968）7月9日	○都市計画変更（種別変更→総合公園）
昭和43年（1968）7月19日	事業区域の変更（合同庁舎東側除外、国立病院北側追加）
昭和49年（1974）9月3日	事業認可（三の丸地区・宮内地区：約6.0ha）
	<期間>昭和49年度～昭和53年度
昭和54年（1979）3月29日	事業計画変更（三の丸地区・宮内地区：約6.0ha）
昭和58年（1983）3月26日	事業計画変更（三の丸地区・宮内地区：約6.0ha）
昭和62年（1987）3月31日	事業計画変更（三の丸地区を除く宮内地区：約0.5ha） (期間変更：昭和49年度～平成2年度)
平成3年（1991）2月27日	○都市計画変更（56.3ha：坪井川沿い石垣等の追加）
平成3年（1991）3月22日	事業計画変更（宮内地区）(期間変更：～平成5年度)
平成6年（1994）3月25日	事業計画変更（宮内地区）(期間変更：～平成8年度)
平成9年（1997）3月21日	事業計画変更（宮内地区）(期間変更：～平成10年度)
平成11年（1999）3月19日	事業計画変更（宮内地区）(期間変更：～平成12年度)
平成13年（2001）3月14日	事業計画変更（宮内地区）(期間変更：～平成14年度)
平成17年（2005）3月16日	事業認可一時休止（三の丸地区を除く宮内地区：約0.5ha）
平成25年（2013）8月13日	事業認可（宮内地区：約0.5ha）
	(期間変更：平成25年8月13日～平成30年3月31日)

II 事業概要（過年度）

1 二の丸・三の丸地区（昭和42～60年度）

熊本城公園は昭和37年に都市計画決定され、二の丸地区（昭和42年事業認可）及び三の丸地区（昭和49年事業認可）について昭和42年から昭和60年まで建設省及び文化庁等の補助を受けながら整備され、現在に至っている。以下に年度別事業費、事業費内訳及び主な事業内容について以下に示す。

①建設省補助（昭和42年～60年度）

事業費：1,388,000千円

内 容：二の丸駐車場、芝園、野鳥園、梅園、催し広場

②文化庁補助（昭和 44～48 年度）

事業費：90,000 千円

内 容：箱馬場、井戸復元、石垣復元

③運輸省補助（昭和 42 年度）

事業費：5,400 千円

内 容：二の丸便所 1 棟

年度	事業費	事業費内訳				事業内容
		建設省	文化庁	運輸省	市単独	
42	19,010	6,000		5,400	7,610	駐車場、休憩所、便所
43	22,667	6,000			16,667	駐車場、二の丸芝園
44	27,500	7,500	7,000		13,000	二の丸芝園、箱馬場
45	35,130	9,000	12,000		14,130	野鳥園、井戸及び石垣復元
46	46,000	12,000	20,000		14,000	梅園、石垣復元
47	90,000	57,000	25,000		8,000	催し広場、石垣復元
48	103,413	66,000	26,000		11,413	二の丸広場、石垣復元
小計	343,720	163,500	90,000	5,400	84,820	
49	156,179	135,000			21,179	厚生省用地取得、二の丸排水施設
50	276,171	267,000			9,171	" 二の丸園路舗装、排水施設
51	262,500	262,500				"
52	152,700	150,000			2,700	総理府移転補償、二の丸園路
53	43,200	40,000			3,200	三の丸児童広場及び休憩広場、整地
小計	890,750	854,500			36,250	
54	117,958	60,000			57,958	
55	53,290	50,000			3,290	
56	133,800	50,000			83,800	
57	67,301	50,000			17,301	
58	61,060	60,000			1,060	
59	50,000	50,000				
60	51,363	50,000			1,363	
小計	534,772	370,000			162,349	
計	1,769,242	1,388,000	90,000	5,400	285,842	

※昭和 61 年度 熊本都市公園事業認可申請書より転写

2 三の丸史料公園（平成2～5年度）

三の丸史料公園は、昭和54年策定の市長諮問機関による答申書に基づき、平成2年度から平成5年にかけて自治省の「ふるさとづくり特別対策事業」により、熊本市の直轄事業として熊本市教育委員会文化課が主管課となり、旧細川刑部邸移築、外庭、三の丸第1駐車場、北側法面保護工事などの一部の整備を実施したもので、以下に事業費内訳及び事業内容について以下に示す。

事業項目	事業費（千円）	内容
用地取得及び移転補償費	6,918,355	平成元～4年度にかけて化血研所有地 32,860m ² を取得
建物取得	99,000	平成2年12月19日建物取得
旧細川刑部邸移築復原	1,173,450	平成2年～平成5年にかけて解体復原。平成3年3月20日建築基準法第3条第1項の規定に依る認定を受ける。
北側法面保護	402,162	平成4年～平成5年にかけて城郭の石垣の再現整備
歩道等整備	136,466	資料公園に接する水路及び歩道等の整備
門及び土塀整備	239,430	平成4年～平成5年にかけて屋敷塀及び門の整備
外庭及び駐車場整備	287,283	平成4年～平成5年にかけて整備
発掘調査	19,637	平成3年に移築復原箇所を中心に二の丸屋形跡等の遺構調査
総事業費	9,275,783	

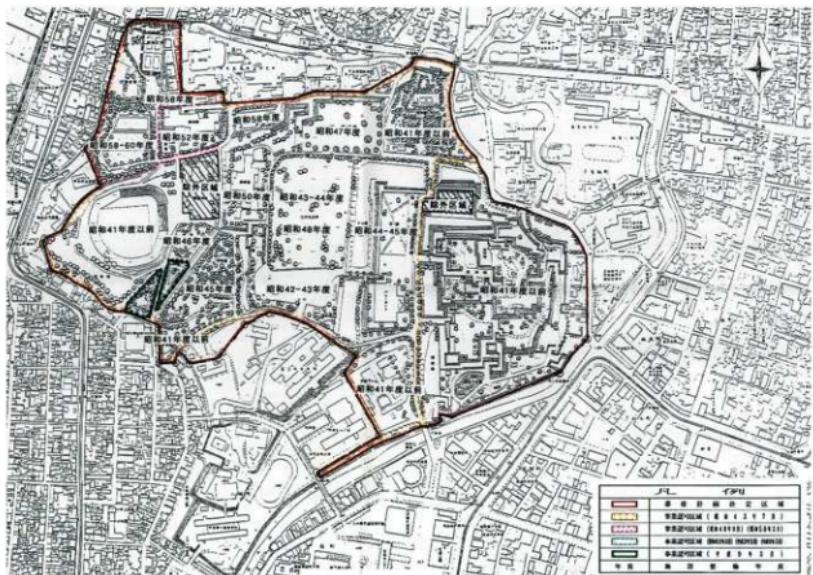


図2-5 公園整備図

第7項 組織体制

I 歴代市長

代	氏名	就任年月日	退任年月日
第1代	杉 村 大 八	明治 22年 5月 6日	明治 26年 7月 9日
2	松 峰 為 己	明治 26年 9月 15日	明治 30年 8月 2日
3	辛 島 格	明治 30年 9月 13日	大正 2年 1月 20日
4	山 田 珠 一	大正 2年 4月 2日	大正 3年 10月 10日
5	依 田 昌 弁	大正 4年 1月 14日	大正 6年 9月 3日
6	佐 柳 藤 太	大正 6年 11月 20日	大正 10年 11月 19日
7	高 橋 守 雄	大正 11年 1月 19日	大正 14年 7月 13日
8	辛 島 知 己	大正 14年 9月 14日	昭和 4年 7月 4日
9	山 田 珠 一	昭和 5年 2月 5日	昭和 9年 4月 17日
10	山 隆 康	昭和 9年 5月 14日	昭和 17年 5月 13日
11	平 野 龍 起	昭和 17年 6月 25日	昭和 20年 8月 10日
12	石 坂 繁	昭和 20年 10月 4日	昭和 21年 3月 11日
13・14	福 田 虎 亀	昭和 21年 6月 14日	昭和 23年 2月 9日
15	佐 藤 真 佐 男	昭和 23年 4月 7日	昭和 27年 3月 7日
16	林 田 正 治	昭和 27年 3月 20日	昭和 31年 2月 23日
17・18	坂 口 主 稅	昭和 31年 3月 16日	昭和 38年 1月 4日
19・20	石 坂 繁	昭和 38年 2月 15日	昭和 45年 11月 26日
21～24	星 子 敏 雄	昭和 45年 12月 20日	昭和 61年 12月 6日
25・26	田 尻 靖 幹	昭和 61年 12月 7日	平成 6年 12月 6日
27・28	三 角 保 之	平成 6年 12月 7日	平成 14年 12月 2日
29～31	幸 山 政 史	平成 14年 12月 7日	平成 26年 12月 2日
現市長	大 西 一 史	平成 26年 12月 3日	在 任 中

II 戦後の整備等を行ってきた組織体制（事業課）

昭和 48年 3月以前	観光課、熊本城公園管理事務所
昭和 48年 4月	熊本城公園管理事務所から熊本城管理事務所へ名称変更
平成 6年 1月	旧細川刑部邸管理事務所を新設
平成 11年 4月	熊本城管理事務所と旧細川刑部邸管理事務所を統合し、熊本城総合事務所（整備振興課、施設管理課）を新設
平成 17年 4月	熊本城築城400年記念事業準備室を新設
平成 18年 4月	熊本城築城400年記念事業準備室から築城四〇〇年記念事業室へ名称変更
平成 20年 4月	熊本城総合事務所（管理班、総務班、整備班）
平成 20年 10月	築城四〇〇年記念事業室を廃止
平成 25年 10月	熊本城調査研究センターを新設

III 委員会等

昭和 48年 6月	熊本城整備に関するフリートーキング
昭和 48年 11月～昭和 49年 10月	熊本城整備研究会（市長諮問機関）
昭和 57年度	熊本城跡保存管理計画策定部会
平成元年 9月～平成 4年 7月	熊本城総合整備計画委員会（市長諮問機関）
平成 13年 2月～平成 20年 3月	熊本城復元課題検討委員会
平成 15年 8月～同年 12月	熊本城利活用検討委員会
平成 20年 7月～平成 21年 3月	熊本城整備利活用検討懇談会
平成 21年 4月～	特別史跡熊本城跡保存活用委員会（市長諮問機関）

第2節 特別史跡熊本城跡保存管理計画^{*4}

前節第2項で経緯を示したが、ここでは現在の熊本城跡の方針を見る上で重要な「特別史跡熊本城跡保存管理計画」（昭和57年度策定）を一部抜粋して掲載する。

I 環境整備の基本方針

- ① 環境整備に当っては、特別史跡としての熊本城跡を良好な状態で保存していくことが何よりも優先的に考えられるべきである。したがって熊本城跡の観光的価値、都市環境保全のための緑の拠点としての意義、公園としてのレクリエーション的役割等は、特別史跡としての熊本城跡が存在することによって発生する副次的效果であると考えるべきである。なぜなら、もしかりに熊本城跡の文化財的価値が消滅したとすれば、観光的価値そのものも消滅するであろうし、城域の広大な土地は他の経済的目的に利用され、経済的效果を第一義としない都市の緑や公園区域は極めて限定されたものとなってしまうに違いない。熊本市の中心部に位置するこの土地が、既に各種の施設によって蚕食されている現状を見れば、このことは疑う余地がない。この地域を都市の緑として、あるいは公園として確保するためにも、文化財としての基本的性格を絶対にゆるめではなく、緑も公園もその線上に位置付けておく必要がある。要するに熊本城は市民の誇りであり、心の寄り所であり、それは何ものにも代えがたい存在として、今後一層確実に保存してゆかなければならないということである。
- ② 文化財としての建造物は、それにふさわしい環境に置かれることによって良好な保存が可能となり、その価値は一層高められる。しかし、指定地域の現状は主要な遺構に直接かかわる地域に限定されている。熊本城のように規模の大きい遺構は相当広い空間の中に存在することによって、その環境の形成が可能となり、また歴史的建造物が異質な近代建築物と隣接することによって生じる違和感を避けることも可能となる。このように遺構の周囲に空間をとることは一種の緩衝地帯(バッファーゾーン)としての機能を期待するものであり、そこに緑を介在させることによって一層その効果を高めることができる。以上、環境整備の点からも、将来機会あるごとに指定地域を旧城域にまで復活拡大することが望ましいと考えられる。

II 地域区分

地域は、遺構の残存密度の大きいところ、他施設の多いところ、史跡としての指定地域と非指定地域など様々である。従ってその環境整備に当っては、それぞれの実態に合致した取扱いを行うことが必要であり、こうすることによって整備を合理的に行なうことが出来るようになる。そこで城域を次の2種類に区分して、必要な規制と整備を行なうようとする。

1 第1種地区

特別史跡としての熊本城跡の遺構保存を最優先する地区で、文化財保存に支障を及ぼす行為を強く規制し、文化財保存になじまない既存施設は撤去する地区である。この地区としては指定地域を中心とする本丸、二ノ丸及び古城地域が該当する。

2 第2種地区

文化財としての熊本城跡の保存並びに環境形成に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する地区で、既存施設のうち特別史跡に関係のない施設、環境形成に有効でない施設は順次撤去するものとし、特別史跡に関し違和感のないものについてのみ存続が許される地区である。この地区としては城域のうち第1種地区を除く残りの地域で、主として三ノ丸、千葉城地域が該当する。

III 環境整備のあり方（建造物については次の項参照）

1 第1種地区的環境整備

熊本城は熊本市民のものであると同時に国民的文化財でもあるから、文化財保存という原則を損わない範囲で、なるべく多くの人々に利用されることが望ましい。このことから史跡公園（歴史公園）としての整備手法を採用するのが適切であろう。すなわち、

（1）文化財にふさわしい歴史的、文化的雰囲気の醸成

文化財を観賞するにはそれにふさわしい雰囲気がなければならない。例えば近代的な建造物、舗装道路、ブロック積みなどは出来る限り排除し、新規の施設も最小限に制限し、城郭にふさわしいきめ細かい修景を行なうようにする。

（2）緑による風致の育成

緑は自然的景観を整備する主要な構成要素となりうる。ただし緑にはそれぞれに適した気候風土があるから、熊本に適した郷土産の樹木を選定すべきである。なお樹木の根が石垣などの遺構をいためる恐れのある場合には、なるべく早目に除去するようとする。緑はいたずらに切ってはならないが、文化財保存の原則に反する場合は止むを得ないと考えるべきであろう。またあまりに繁茂して城遺構をかくしてしまう場合は、枝の抜き切りが必要となるが、この場合、樹形が不自然とならないよう、慎重に実施しなければならない。

（3）文化財観賞のための回遊園路の整備

広い地域に散在する遺構を観賞するには、人々の動線を十分に検討し、適切かつ快適な回遊園路や休憩施設の配置が必要である。このようにして園路を散策しながら城郭の全貌を観賞できるようにする。

2 第2種地区的環境整備

（1）歴史的・文化的雰囲気を損わないような行事催物などに利用できる多目的広場の設置

第1種地区はなるべく史跡に直接関係する利用に限定する代りに、第2種地区は各種の歴史的行事や季節的催物を行なうことに利用し、土地の有効利用を図るものとする。そのためそのような各種の目的に利用できる大小の広場を数箇所配置する。その形態としては明るい疎林に囲まれた広い芝生広場が好ましいだろう。一般に第2種地区は第1種地区に比べておおらかな修景が望ましい。

（2）多数の人々の利用に対応する便益施設の配置

便益施設としてはベンチ、あずまや、公衆便所、水飲場、売店、レストラン、駐車場等が必要である。これらのデザインの良否は全体の景観を左右することにもなるので十分な検討が必要である。またこれらの施設は障害者に対する配慮も必要である。

（3）強度のスポーツ、通過交通、暴走族の乗入れ等不適切な利用の排除

軽いレクリエーションの利用は差支えないが、野球その他の強度のスポーツは、それなりに整備された運動場が必要であり、それに大規模な観覧席をともないがちである。そのような施設は城域内にはふさわしくない。また自動車、オートバイなどの通過交通は城域の静穏を乱し、快適な散策を妨げる。車道は緊急時や維持管理用に必要であるが、そこを通過すれば遠廻りとなるようなルートに付け替えることにより通過交通の乗入れを排除する工夫が望ましい。

（4）安全管理、清掃、防犯、風紀等の維持

管理上の盲点となるべく造らないようにする。例えば樹林を構成する場合、人の高さ程度の中木となるべく用いないで、枝下の高い高木か樹高の低い低木を植えることによって十分見通しがきくようにする。次にくず箱の設置とその回収をこまめに行なって、清潔な環境を維持するように心懸ける。

IV 特別史跡内建造物の保存管理の問題点

現在、特別史跡に指定されている熊本城跡のうち、その大部分を占める本丸及び二ノ丸地域は、熊本城

の中枢として、特に厳重に管理される必要がある。

1 指定建造物

この地域内には 13 棟の建造物が残存しており、いづれも重要文化財に指定されている。その保存については從来通り、細心の保存措置が講ぜられるべきことは言うまでもない。

2 石垣

建造物とならんで、熊本城の最も重要な建造物である石垣についても、細心の監視と保護が必要である。ことに石垣の近くに植えられた樹木の根が石垣破損の原因となるおそれのある箇所が多数見られるのは憂慮すべきことであり、石垣の保護対策を早急に樹てる必要がある。

明治以後の歴史的経過の中で南大手門のように撤去された石垣、埋門、美術館南側の桟形等のように、荒廃したり崩壊したりした石垣については、城域内の境界を明確にするためにも、むしろ積極的に復原することを考えるべきであろう。

なお、城域の境界を定める土居についても同様であり、ことに旧国道 3 号線にそった稲荷神社裏手の土居の修復は市内からの景観上重要である。

3 堀

石垣と共に、積極的に復原して保存すべきものに堀がある。ことに昭和 28 年の水害の排土で埋められた、西の出丸の西側及び北側の空堀の浚渫をはじめ、備前堀、古城堀も浚渫して旧態に復すべきであろう。

4 近代の建築物

熊本城と関係のない近代の建築物は、城跡管理上必要やむを得ない建物を除いて、今後新築されるべきではない。既に建っている建物も、県立美術館を唯一の例外として、今後適当な時機にすべて撤去されるべきものとする。

旧熊本城の建物の一部を復原再建する場合にも、原則として、充分な資料に基いた科学的復原に限ることとして、慎重を期す必要がある。

5 道路

現在北大手門跡から御幸坂に通じる園路は自動車による通過交通路として利用されているが、城跡内の整備と、市内交通網の再検討によって、このような通過交通を遮断すべきであろう。

V 将来の問題

熊本城の歴史的発展、遺構の残存状況から見て、史跡としての文化財的価値が高く、保存の対象と考えられるべき地域は、昭和 8 年及び 15 年に史跡指定を受けた地域及び当時軍によって占有されていた地域である。

この地域は史跡、文化財としての熊本城の保存が最も優先する地域であって、単に都心部にある空地、或いは潜在的公共施設用地と考えるべきでないことは言うまでもない。然し、戦後の混乱期を通じて城跡の西北部、南西部、東部が公共的施設によって蚕食され、昭和 27、30 年に史跡として追加指定することのできた地域は、全域のおよそ半分にすぎなかった。しかも、昭和 37 年には、その一部が指定解除され、指定地域は更に狭まった。

戦後の混乱と乱開発によるこのような誤りを修正するために、改めて城跡の範囲を明確にし、本来の城跡内には、今後新しい建物を建てないばかりでなく、現在建っている建物といえども保存に悪影響を与えるおそれのある施設、或いは保存のために有効でない施設は撤去することを原則とすべきである。このことは、建物だけに限らず、道路、スポーツ施設、樹木等についても同様である。

一方、城内に残存する櫓、門、石垣等の保存に努力するばかりでなく、城域の範囲、或いは城域内の区域を視覚的にも明確化するために、埋もれた堀の浚渫、崩れた石垣の再建等、積極的な保存策が講じられる必要がある。不要施設の除去と、保存工事の進捗にともない、順次指定範囲を本来の城域の範囲にまで

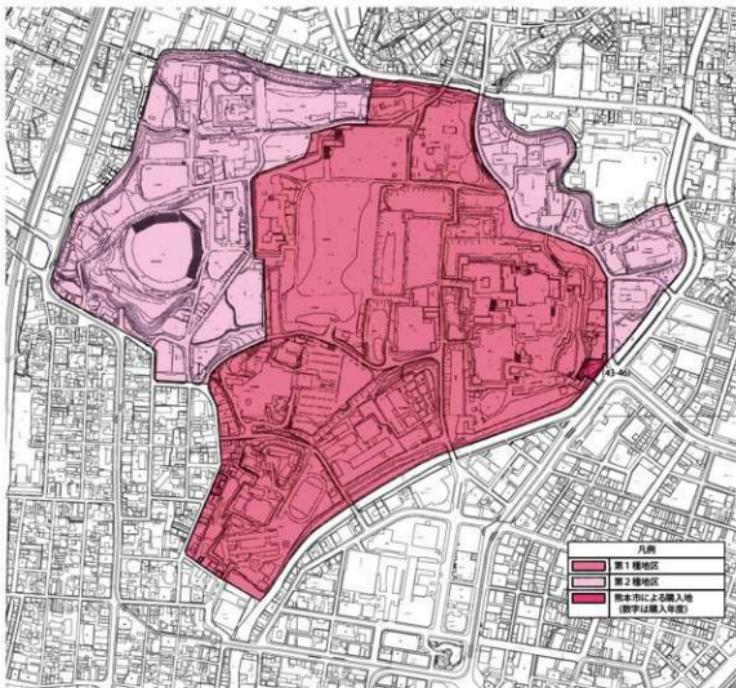


図 2-6 第一種地区・第二種地区区分並びに民有地購入状況

拡大して追加指定する必要がある。

VI 土地の公有化

特別史跡熊本城跡内の土地の大半は公有地であるが、少面積ながら私有地が存在する。これらの私有地の現状変更は認められ難いので、熊本市では昭和 53 年度から逐次土地の公有化を行っており今後も継続する。年度別の買上げ状況は次のとおりである。

VII 今後の追加指定と整備の方向

1 古城（熊本県立第一高等学校）地域全域（三ノ丸南西地域）

熊本城の歴史上最も重要な地域の一つであり、現在指定されている古城堀、坪井川沿いの石垣の補修、ことに坪井川の船付場の復原をはじめとし、古城堀、古城の中堀を完全に浚渫復原する。

2 国立熊本病院、総合庁舎、熊本県営プール地域（三ノ丸南地域）

これら施設の移転にともない、石垣、土居、道路等地形を復原、補修のうえ公園化する。

3 現在の化学及血清療法研究所敷地を中心とする、いわゆる三ノ丸北部地域

新堀門から森本櫓をへて杉馬場上に至る熊本城北西の境界を形成する崖上の石垣や土居は、市内よりの景観と、崖下の住民に対する防災を充分配慮しながら、復原、修景される必要がある。化血研移転をまって、同地にあった二の丸屋形跡の保存に留意しながら公園化する。なお崖下にある杉堀の一部を復原する。

4 藤崎台（三ノ丸西地域）

熊本城発祥の地とも言うべき藤崎宮敷地は、熊本城の歴史上重要な地域であり、現在の野球場移転の後は、その施設を撤去し、旧藤崎宮神域を復原する。また藤崎台西南の崖下にあった堀は、城跡の範囲を明確にする上から復原されるべきである。

5 千葉城地城（三ノ丸東地域）

千葉城跡は熊本城の歴史の中でも重要な位置を占めるにもかかわらず、公共的な施設による敷地の蚕食が最も進んだ地域である。旧坪井川の斜面を整備して城域の外縁を明確にすると共に、不要施設の移転を促進し、熊本城と市街地の緩衝地帯として復原的に公園化が計られるべきである。

VIII 特別史跡熊本城跡の整備

1 本丸地区

熊本城本丸地区は戦後熊本城跡保存会が管理をしていたが、荒廃が著しく昭和28年から国の直轄事業として建造物の解体修理が昭和37年3月まで実施された。

環境整備としては、昭和41年国の補助を受け月見櫓石垣の修理、42年から44年にかけて本丸石門の修復を実施した。また同年西出丸笹園の整備も合せて行った。昭和45年から西出丸石垣を復原することになり、49年までの継続事業として実施、本来の姿に復することが出来、二の丸の芝生広場からの展望も一変した。昭和50年飯田丸五階櫓（別称独立櫓）石垣の築き直し、要人櫓の石垣修理を実施し、55、56年度棒庵坂南肩の石垣修理を実施。また57年度は災害をうけた宇土櫓西前石垣の修理を行った。

2 二の丸地区

昭和42年度から熊本市は国庫補助金の交付をうけて（建設省公園緑地課所管）二の丸地区的整備計画に着手し、公園計画の策定を熊本大学工学部の黒田正己教授に依頼した。これに基づいて昭和42年8月23日現状変更申請書を提出し、同年12月22日に許可を得ている。（駐車場、憩いの広場、植物園、美術館、博物館建設用地に用途区分）

昭和42年度工事 駐車場整備と法華坂道路拡幅工事を実施

昭和43年3月19日 大蔵省建物撤去申請

昭和43年5月14日 文化庁許可

昭和43年8月31日 熊本県立第二高等学校移転撤去

昭和43年6月21日 都公発100号で公園計画第2次計画を申請し、昭和43年9月21日許可を得、二の丸地区的整地、芝生広場造成、駐車場の継続整備を実施。この時、建設省と文化庁と熊本市の合意のもとに、二ノ丸広場については一切の催物、もしくは会場に使用しないこととし、一般市民、県民および熊本城参観者に常時解放する憩いの広場とすることとして整備を実施する。と三者間の協議がなされている。

昭和43年9月4日 大蔵省二ノ丸建造物撤去申請

昭和44年6月19日 都公発107号で第3次計画を提出

昭和44年8月19日 許可。（芝生広場造成、駐車場整備、周路の整備）

昭和45年8月10日 都公発127号で第4次計画提出

昭和45年12月15日 許可。（周路、駐車場、広場の修景、管理、便益施設の設置、野鳥園と茶庭）

昭和46年9月1日 都公発138号で第5次計画提出

昭和46年11月15日 許可。（周路〔行幸坂、棒庵坂、法華坂〕笹園、駐車場の照明施設、宮内橋架替）

昭和47年7月17日 都公発105号で第6次計画提出

- 昭和 47 年 9 月 1 日 許可。(樹木園予定地の排水路設置、駐車場南東建物撤去と整地、野鳥園の植栽、砂浴場・水呑場設置)
- 昭和 47 年 8 月 28 日 植物園予定地発掘調査申請
- 昭和 48 年 12 月 21 日 都公発 17 号にて南九州財務局長宛、植物園予定地を計画変更し、憩の広場（催物広場としても利用）として利用するようみたい。
- 二ノ丸地区にて催物は開催させない方針であったが、県市民の要望が強いので植物園予定地を当分の間、催物も開催できる地域としたいとして計画変更の申請を提出し、昭和 48 年 3 月 26 日南九財直 851 号で承認されている。
- この件について文化庁や当時の市の関係者の話によれば、整備前の二の丸広場は各種の催し物に使用され、自動車ショーなども行われて一般市民の憩いの場には危険な状態であり、ここでの催し物を排除して、芝生広場としてでなければ安全な憩いの広場にはならないという点で、合意に達したとの事である。
- また文化庁側から、この広場には旧藩時代の重要な遺構があり、かつ熊本城の偉容を参觀者および県市民が一望のもとにすることが出来る場所であるので、特定の催しを行なうことは好ましくない。當時一般に開放できる広場にしてほしいとの強い要望が出されたとの事である。
- 昭和 48 年 12 月 1 日より、二ノ丸の特別史跡指定地域は、熊本城管理事務所の日常管理となる。その後二ノ丸地域は 53 年度までに催物広場と芝生広場として整備され、一般に開放された。
- 昭和 53 年、市はそれまで催されてきた肥後ばってん祭を、市民総参加の火の国まつりとして会場を二ノ丸芝生広場に求めた。このため、市は昭和 53 年 4 月 17 日に現状変更申請を提出し、8 月 28 日に許可があり祭を実施した。その後、この二ノ丸地区の催し物については市と文化庁の間に話し合いがもたれ、両者合意のうえ次の内規ができた。

3 熊本城の管理に関する取扱要領

(1) 熊本城使用に関する基本方針

- A 熊本県および熊本市は国指定の文化財である熊本城跡および建造物ならびにクスノキ群の地域について、この維持保存のために常時努力を続け、かりそめにも県および市自体がこれを毀損するようなことのないように万全な対策を講ずるものとする。
- B 特別史跡熊本城跡および重要文化財熊本城諸櫓ならびに近く指定を予定されている公有の地域については熊本市が管理団体としてこの維持、保存に当り、また天然記念物藤崎台のクスノキ群の指定地域については、熊本県がその直接管理を担当しているので、両者は互に緊密な連絡をとり、文化財の維持保存に当るものとする。
- C 国指定の特別史跡熊本城跡、重要文化財熊本城諸櫓および天然記念物藤崎台のクスノキ群の指定地域内における諸行事の開催は、正規の手続きを経て文化庁長官の許可を得た場合以外は原則として一切これを禁止する。

(2) 各 節

- A この地域内における業務および行事の開催について届出を要しないものは次の各項に限る。
- イ 藤崎台野球場内における熊本県教育委員会（野球場担当課）が正式に承認する野球場の使用目的に合致した使用の場合、およびその際の正規駐車場の駐車範囲内における駐車。

- 熊本城管理事務所が熊本城内の日常の維持管理上必要と認めて実施する清掃その他管理団体の本務としての業務。
- ハ 熊本県立美術館がその直接管理する敷地および建物内における現状変更を伴わない維持管理のための軽微な業務。
- ニ 監物台樹木園が、国内の直接の維持管理上実施する現状変更を伴わない軽微な日常業務。
- ホ 特別な許可を得てこの地域内で常時商行為を営む者が、定められた範囲内での商行為に伴い最小限必要な事項を実施する場合。
- B 熊本城跡の文化財指定区域内における現状変更の申請は次の要項のすべてに適合するもののみ受付けるものとする。それ以外のものは、現状変更等の申請の審議の対象としない。
 - イ 文化財の指定を受けた物件もしくはその存在に危険危害を及ぼすおそれのないもの、もしくはその危険危害を防止する対策が充分に配慮されていること。
 - ロ 文化財に直接危険危害を及ぼさない場合でも、その行為によって滅失、衰亡、破損、毀損を招来するおそれのないことが確認できる場合。
 - ハ 文化財の景観に及ぼす直接もしくは間接の影響がないか、または極めて軽微であるかもしくは景観上の影響を軽微にとどめることができるもの。
- C 熊本城および熊本城跡の文化財指定区域内における行事の開催については、次の条項に相当するもののみを現状変更等申請審議の対象とし、それ以外のものは行事の開催を認めない。
 - イ 全域で行われる行事については公共性の強いもので、しかも特別な施設を一切伴わず、全域またはその中の一区域についても独占しないもの。(例えば子供スケッチ大会など全地域にひろがって実施するもの)
 - ロ 本丸については、熊本城管理事務所が主催もしくは共催して熊本城を周知させまたは観光客の気分をなごませる目的をもって行う次の事業に限る。
 - 肥後朝顔展、菊花展、納涼夜間開園、名月鑑賞会、学童スケッチ大会
 - ハ 二ノ丸芝生広場については、市県民又は一般観光客が隨時散策休養し、併せて熊本城の景観を観賞する広場である。従ってこの広場の使用については熊本県もしくは熊本市が県民、市民全体を対象として、文化財としての熊本城を周知させる目的をもって行う文化的行事であり、かつ文化財に対する充分な配慮のもとに実施される行事。
 - ニ 二ノ丸催広場については、その設置の趣旨にそい、文化財保護法の規程に基づく制約をみたすこと。
 - ホ 藤崎台球場を含む県の管理地域は本来の目的以外の使用については、文化財保護法の規定に基づく制約をみたすことである。とくにこの指定物件は古木であるので火気については十二分の処置を考慮されていること。
- D 特別史跡熊本城内における催広場の使用については、その軽微なものについては熊本市都市公園条例に基づいて教育委員会と熊本城管理事務所が相談の上で認めるものもある。
- E 上記の全地域内での上記範囲の行事については必ず次の条件を遵守させるものとする。
 - イ 火気の使用の制約もしくは禁止
 - ロ 監視員の配置と安全対策の樹立
 - ハ 樹木、石垣、建造物、地下遺構等の毀損防止
 - ニ 後始末の徹底
 - ホ 交通渋滞防止のための充分な対策の樹立

第3節 熊本城復元整備計画^{※7}

現在の熊本城の復元整備等については平成9年に策定された熊本城復元整備計画に基づき実施している。ここに計画の一部を抜粋して掲載する。

I 整備の基本方針

熊本城は、歴史遺産としての価値はもとより、多様で豊かな内容をもった地域資源であり、その資源としての価値は、以下のように集約できる。

これらの価値は、城郭を取り囲む歴史的なたたずまいを残す市街地と相まって、熊本市に、城下町としての歴史や風格を醸しだし、更には潤いを創出するものである。(図2-7)

この3つの価値を更に高めるため、以下のような基本方針に基づき、近世の熊本城復元を目指して、整備を進める。(図2-8)

1 歴史的建造物の保存と復元

熊本城は絵地図や古文書をはじめとする史料が豊富に残っており、我が国最高水準と考えられる。この史料を生かして、史実に基づいた歴史的建造物等の復元・復旧、そして保存を行い、歴史遺産としての価値を更に高める。

2 都市の潤い空間としての環境整備

景観から見た熊本城の価値は「石垣」にある。従って、石垣の維持・管理・復旧を行うとともに、文化財等との調和を図りながら緑の拠点として、樹木、花、芝生の植栽、そして散策道等の公園整備を進め、都市の潤い空間としての価値を高める。

3 サービス空間の創出

史跡としての価値を失わないように配慮しながら、レストランや休憩所等のサービス施設の充実を図るとともに、歴史を学び・体感する機能の導入により、観光資源としての価値を高める。

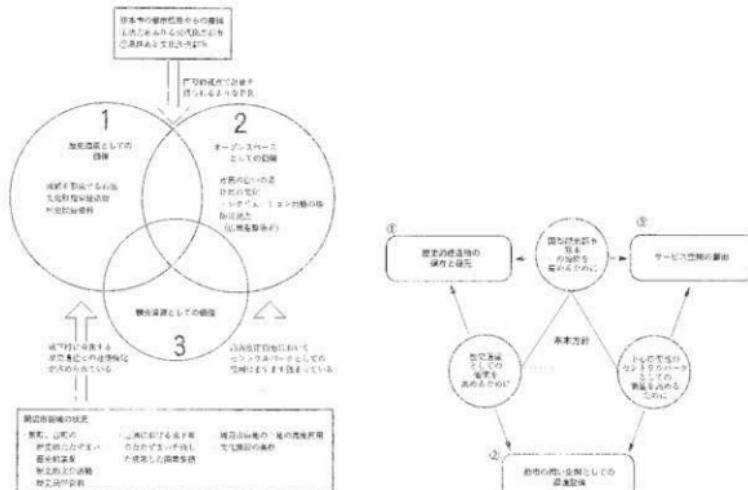


図2-7 熊本城の持つ3つの価値

図2-8 整備の基本の方針

II 整備対象城郭

加藤清正の築城は、茶臼山全体と西に突き出た段山を含めたいわゆる城郭部分を、周辺の城下町で取り囲んだものであった。細川氏代には城郭部分に大きな変化はなかったが、新堀が深く掘り下げられて京町台地が切り離されたほか、城下町の整備が行われた。

藩政改革後は城郭から城下町がはずされ、加藤・細川時代の城郭部分は軍用地に供され、その後、鉄道の開通、市電軌道の敷設によって段山がはなされた。

そこで、熊本城復元整備計画における整備対象城郭は、熊本城の構成がほぼ近世の状態であると認められる図2-9の範囲とする。

- | | |
|-----|-----------------|
| 北 | 京町台地との間の新堀 |
| 東、南 | 坪井堀、坪井川 |
| 西 | 新町との間の古城堀、藤崎台西崖 |

III 整備期間とゾーニング

整備対象城郭内には現在公共施設をはじめ多くの施設があり、復元整備にふさわしくない施設については今後移転を促進するが、調整に時間を要するものと考えられる。また、整備内容も広範かつ多岐にわたることから、整備期間は概ね30年から50年間とし、計画を短期・中期・長期に区分し整備を図る。

また、熊本城の城郭は広大かつ構造が複雑であることから、城郭全体を5つにゾーニング（図2-10）し、各ゾーン別の整備計画を策定し効率的な整備を進める。

IV 復元計画

1 基本的な考え方

熊本城は築城当時、天守2、櫓49、櫓門18、諸門29を数える建造物が建築され大規模な城構えであったが、現在宇土櫓、監物櫓、北十八間櫓、東十八間櫓、不開門、長堀等、13の建造物が残されているだけあり、国指定の重要文化財となっている。

熊本城復元整備計画では、当時の絵図、写真、古文書等の史料に基づき、構造、寸法、そして技法により、可能な限り当時と同じ建造物に復元し、歴史遺産としての価値を更に高める。また、復元した建造物は、市民や観光客に積極的に開放し利活用を図る。

石垣や遺構についても、堀の浚渫、崩れた地形の再建など、史料に基づき復旧することを基本とする。

2 建造物の復元順位

絵図等の史料により復元が可能な建造物は図2-11のとおりであり、復元順位の高い建造物である。

その中でも、観光面、景観面において整備効果を考慮し、次のような順位で建造物を復元する。

（1）頬当御門からの登城ルート沿いの建造物

頬当御門周辺は、西、北、南の各大手門（櫓門）に囲まれた熊本城の堅固な築城形式がよく表れているところの一つであり、また現在の観光ルート（二の丸駐車場から西大手門を通り、頬当御門へ入り大天守へ）となっていることから、まず、頬当御門からの登城ルート沿いの西出丸や奉行丸の堀や櫓、南大手門を復元し、ついで大広間、數寄屋丸五階櫓等を復元する。

（2）櫓方御門より登城ルート沿いの建造物

次に、熊本城の最大の特徴である高石垣が連なり、美しい城郭の景観を呈する櫓方門より入り、西竹の丸（飯田丸）、東竹の丸を経て本丸に至るルート沿いの建造物、すなわち、西竹の丸五階櫓（飯田丸五階櫓）、竹の丸南御門脇五階櫓等の復元を行う。

（3）その他の建造物

城郭内道路の交通対策とともに、北大手門、二の丸御門、櫓方隅三階櫓等の復元を行う。また、その他の建造物についても、史料の収集、調査を行い、史実に基づき復元を図る。

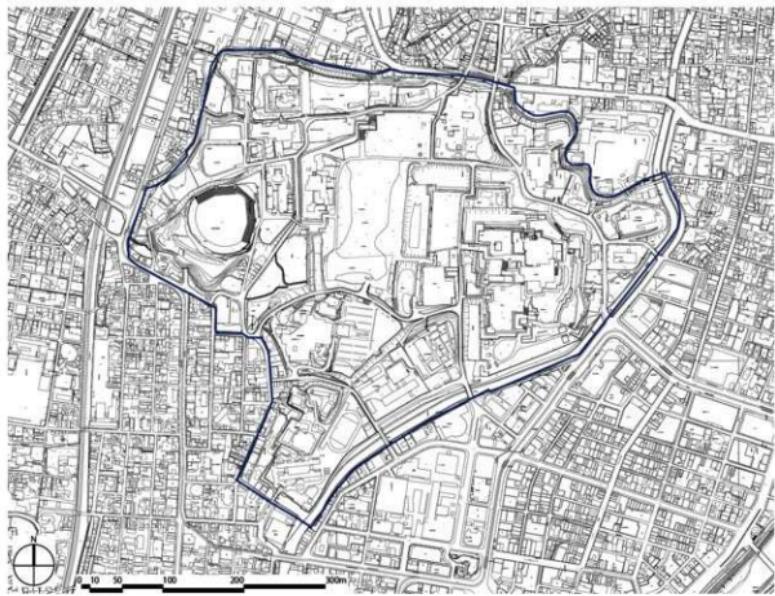


図 2-9 整備対象城郭

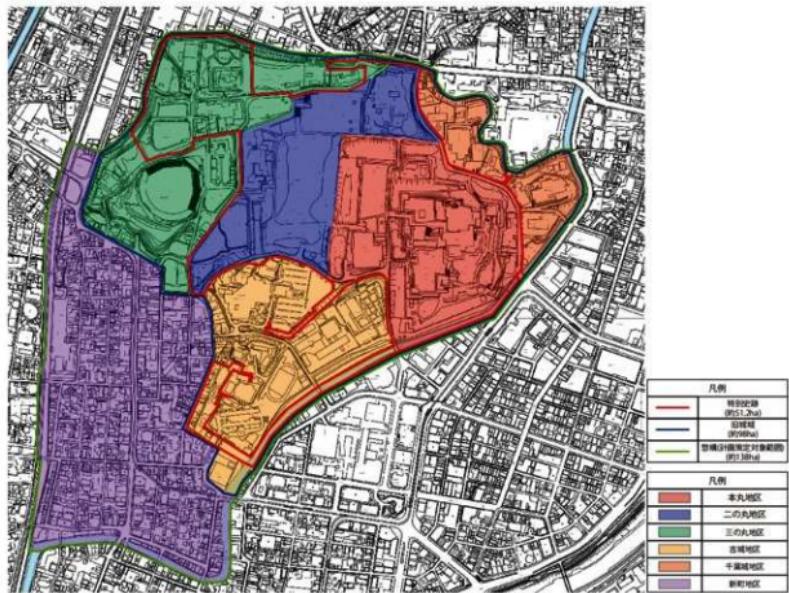


図 2-10 域域とゾーニング



図2-11 復元可能な建造物（平成9年度現在）

V 緑化計画

1 基本的な考え方

域域の緑化は、文化財との調和を図り、「森の都」を象徴する緑の拠点として豊かな緑の群生を育成し、熊本城の原風景を守り育てる整備を図る。また、熊本市のセントラルパークとして、市民が憩い、休み、遊ぶ場の拡充を図る。

2 整備方針

（1）景観に配慮した緑の総量増加

熊本城の原風景は、夏にはクスノキ、エノキ、ムクノキ、サクラの緑に覆われ、冬には落葉した樹木の中で緑豊かなクスノキが一際目立ち、そして、季節により石垣や櫓が見え隠れする、そのような景観である。

従って植栽にあたっては、原風景の基調となる広葉樹を中心に植栽し、近年城郭に植えられたヒマラヤシーターなど、全体の調和を乱すような異質の樹種は植え替えを図る。加えて、大樹の下には、小高木、低木、草本、シダなどを育て、自然の森に似た立体的な緑を育成する。

また、市民の憩いの場として、芝生ひろばの拡充、肥後六花をはじめ四季折々の花木を広範囲に植栽し、市民の広場とする。

（2）文化財との調和

熊本城の価値の中心はあくまでも歴史的遺産、文化財としての価値であり、樹木の植栽、生長がこの価値に抵触しないように、石垣や遺構保存、或いは眺望の障害となる樹木については、剪定や伐採を行う。

また、文化財に接したり、眺望を著しく妨げたりする恐れがある場所には、植栽は控える。

VII 交通計画



図 2-12 交通計画

VII 各ゾーンの整備計画

1 本丸ゾーン

(1) 現状と課題

A 特徴

- この地区は城域の中核となる地域であり城郭建造物と石垣によって構成された防備地区である。また明治期以来、政治・軍事の統括地区であった。文化財と歴史的建造物、石垣が集中するゾーンである。

B 現状

- 頬当御門、櫓方門、須戸口門、不開門を出入り口とする本丸部分を有料区域としている。
- 監物櫓を除く 12 棟の重要文化財があるほか、天守閣他の鉄筋コンクリート造再建建造物、西大手門、数寄屋丸二階御広間などの木造復元建造物がある。

C 史跡・遺構の保存状態

- 早くから史跡に指定され、建造物や石垣などの保全・復元に最も力を入れてきた地区である。

D 地域の指定状況

- 全て特別史跡指定地区及び公園区域である。

E 課題

- 一般に観光ルートは二の丸駐車場に駐車、頬当御門から天守閣を往復するケースが多いが、ルートの検討も合わせて滞在時間を長くする方策が必要である。
- 国際化時代に対応した案内表示が不足している。

- 明治以降育った樹木が石垣に被害を及ぼしはじめており、それらの樹木が、熊本城の特徴ともいえる石垣の景観を隠すようになっている。
- 熊本城を舞台とした様々な歴史的出来事やドラマをわかりやすく解説する工夫が必要である。
- 城郭建造物の多くが失われている。

(2) 整備方針

A 基本方針 一本丸城郭ゾーンー

- 文化庁と綿密な連携を図り、復元・復旧のための資料収集に努め、史実に従って櫓等の復元、石垣等の遺構の補修を行う。
- 緑は景観上重要な要素だが、このゾーンにおいては、石垣の保全と眺望の確保を優先させ、茂りすぎた樹木の剪定、移植を行う。

B 短期整備

- 歴史的建造物の復元（整備プログラム参照）を行う。
- 石垣や櫓の補修、塀の浚渫などの維持管理を充実する。
- 天守閣の展示方法、内装について改善する。
- 説明施設の充実、便益施設の配置を検討する。
- 石垣を眺望しながら本丸へ至る南からのアプローチを強める。
- 植栽、芝、竹等のきめ細やかな造園計画や修景事業をおこなう。
- 笪園の活用を図る。
- 長堀前の遊歩道を整備する。
- 肥後菖蒲園を整備する。

C 中・長期整備

- 頬当御門前の南北道路の一方通行などを検討する。

2 二の丸ゾーン

(1) 現状と課題

A 特徴

- 二の丸と監物台および、現在の藤崎台球場がある地域である。二の丸は重臣の屋敷跡であり、藤崎台は、清正築城以前から藤崎宮があった所である。
- 二の丸は中央部は広場として市民に親しまれている。
- 二の丸西側の県立美術館は、昭和51年に建設されたが、二の丸広場と一体化して、魅力的な雰囲気を醸し出している。

B 現状

- 二の丸部分は広場となり、南は駐車場、西に県立美術館、北東部は植物園となっている。

C 史跡・遺構の保存状態

- 二の丸の周辺部には石垣や空堀などの遺構が残されている。
- 藤崎宮の遺構の一部や残された石垣の一部は球場の下に埋められている。

- 護国神社や南には民間住宅があり、市道古京町宮内第1号線が現在の野鳥の森との間を分断している。

D 地域の指定状況

- 現在の二の丸公園部分および野鳥園、清夷園が特別史跡地区であり、他の部分は未指定地区である。

E 課題

- 催事開催は、特別史跡指定地区内なので保存管理計画によって取り決めがなされているが、市民からの利用に対する希望が強い。



図 2-13 本丸ゾーンの整備計画



図 2-14 二の丸ゾーンの整備計画

- ・藤崎宮跡地は県営球場が建設され、往時の面影はない。
- ・野鳥園も城郭内にふさわしい植栽が必要である。

(2) 整備方針

- A 基本方針 一線の遊園ゾーンー
- ・二の丸は広大な芝生広場と高木によるオープンスペースとして維持管理を行うとともに、周辺の遺構を復元する。
- ・藤崎台は、将来は天然記念物の大楠を中心に市民の森として整備する中で、遺構の発掘と地形の復元を図る。

B 短期整備

- ・二の丸の駐車場や土産物店を移転し、オープンスペースとしての機能を拡大する。
- ・駐車場移転跡に、緑のオープンスペースにふさわしい施設を整備する。
- ・美術館は公園施設の一つとして位置づける。
- ・三の丸から二の丸本丸区域へのアプローチを明確にするために二の丸御門の復元を図る。

C 中・長期整備

- ・監物台は埋み門（現在冠木門で代用）からのアプローチを整備する。
- ・藤崎台を市民の森として整備、遺構の発掘および地形を復元する。
- ・監物台周辺の整備を促進する。
- ・民家等の移転を図る。

3 古城ゾーン

(1) 現状・課題

A 特徴

- ・古城地区（現県立第一高校周辺）は、清正の築城以前に鹿子木寂心によって城が築かれた所であり、中世の城と近世の城という2種類の遺構の存在が熊本城の大きな特徴の一つである。
- ・国立病院のある地区は、藩政時代にはその地形にあわせていくつかの屋敷が設けられていた。有吉一日亭もここにあった。
- ・桜の馬場地区（合同庁舎、県営プール周辺）は行幸橋と桜橋により城域内外と直結している地区であり、まとまった平坦地を有する地区である。

B 現状

- ・（古城）西側の堀は熊本大水害時に埋めたてられ、現在公園になっているが、その復元が進行中である。
- ・（桜の馬場）県営プール、合同庁舎が建設されている。

C 史跡・遺構の保存状態

- ・（古城）県立第一高校の新設、増改築により数個所の遺構は破壊されたが、なお古城時代の地形や石垣は比較的よく残されている。
- ・（古城）国立病院周辺は明治6年に鎮台設置と同時に病院が置かれ、城とは無関係な石垣などが作られ、城域では最も遺構や地形の破損が大きい。
- ・（桜の馬場：合同庁舎、県営プール周辺）もともと平坦な地なので、地形上の変化は少ないものと考えられる。

D 史跡指定の状況

- ・（古城）堀（坪井川を含む）と石垣が指定されている。
- ・（桜の馬場）坪井川両岸以外は史跡未指定部分である。

E 課題

- ・(古城) 古城部分は第一高校、その北の部分は国立病院があるなど、改変部分の大きなところであり、将来に向けて復元が望まれる。
- ・(桜の馬場) 熊本城の景観を守るために、将来に向けて公共施設等の移転とともに、この地区は市街地に近くまとまった平坦地であるので、歴史公園としての魅力を高める施設の整備が望まれる地区である。

(2) 整備方針

A 基本方針 一エントランスゾーン一

- ・将来に向けて公共施設等の移転を促進し、石垣や遺構を可能な限り復元し、歴史公園としての魅力を高める。
- ・史跡としての価値を損なわないように配慮しながら、城域のエントランス、サービスゾーンとしての機能を充実する。

B 短期整備

- ・域内交通のターミナルとして、駐車場、巡回バスの発着所等を整備する。
- ・観光客を対象としたサービス機能を充実する。
- ・古城の堀を浚渫、復元をはじめ、石垣、堀の復元を図る。

C 中・長期整備

- ・創建当時の熊本城をCGで紹介する施設、熊本の伝統文化を披露する施設の導入について検討する。
- ・中央郵便局横の坪井川辺に船着場を復元する。
- ・民家の移転を図る。



図 2-15 古城ゾーンの整備計画

4 三の丸ゾーン

(1) 現状・課題

A 特徴

- ・ここは二の丸屋形・武家屋敷跡であるが、城域の北西部にあって、藤崎台、二の丸台地よりも一段低い。また、子爵より細川刑部邸が移築された。ここから見る百間石垣の眺めは見事であり、周辺の整備も進み観光客が増えている地区である。

B 現状

- ・百間石垣および二の丸御門周辺の整備が進み、また、平成6年に細川刑部邸が子爵から移築され、内部は往時の武家の生活が再現・展示されている。
- ・市立博物館が立地している。

C 史跡・遺構の保存状態

- ・軍による若干の地形変更以外には、石垣などの遺構も比較的よく残されている。

D 史跡指定の状況

- ・熊本市教育委員会の埋蔵文化財収蔵庫（旧家裁）の東部分を除いて史跡未指定である。
- ・昭和57年の保存管理計画では「条件が整い次第指定する区域」とされている。

E 課題

- ・テニスコートや藤崎台童園、学生援護会等の歴史公園にふさわしくない施設が現存する。
- ・家裁跡地や刑部邸に隣接する市有地など、まとまった未利用地があり、歴史公園としての魅力を高めるための重要な地区である。

(2) 整備方針

A 基本方針 一歴史学習体験ゾーン

- ・歴史を学び、そして体験する機能を導入し、歴史・文化を体感するゾーンとして整備する。

B 短期整備

- ・歴史史料の展示、近世の生活様式の再現等により、歴史を体感する機能を導入する。
- ・北側から城域へのアプローチとして、三の丸駐車場を整備する。
- ・現在の車道を街道として再建する。

C 中・長期整備

- ・森本義太夫預櫓を再建し、城域の周縁部を明確にするとともに、新町方面から城を印象づけるランドマークとする。
- ・新町方面からのアクセスをよくするために、杉塘電停、段山電停からの歩道、および薬師坂をサイン計画と合わせて整備する。
- ・上熊本方面からのアクセスをよくするために、三の丸下からのアプローチ（稻妻道周辺）を整備する。
- ・刑部邸西側周辺は、庭園を復元する。

5 千葉城ゾーン

(1) 現状・課題

A 特徴

- ・出田三郎秀信によって、城域で最も古い中世の城、千葉城が築かれた所。また藩政時代には宮本武蔵の旧居があった。江戸末期には原道館が建設され、明治以降、旧軍時代には偕行社が置かれ、戦後NHKが開業し現在に至っている。

- ・旧国道3号がこの地を分断したこともあり、諸施設の建設が最もおこなわれた所である。

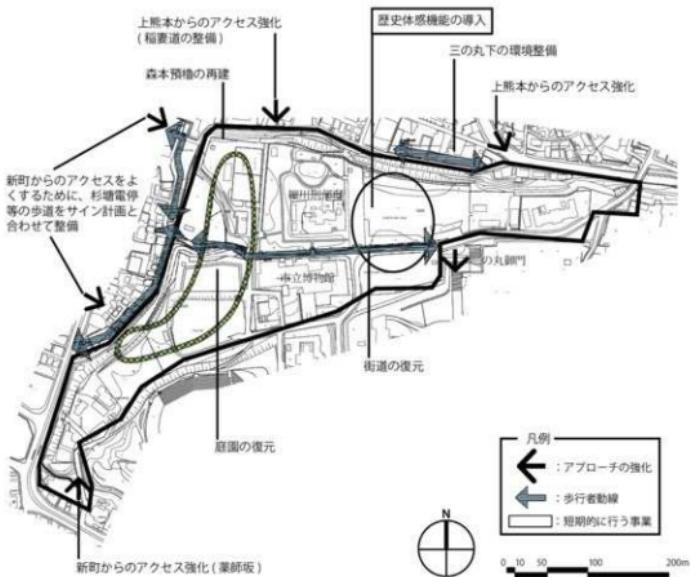


図 2-16 三の丸ゾーンの整備計画



図 2-17 千葉城ゾーンの整備計画

B 現状

- 現在、家庭裁判所、KKRホテル熊本、県立伝統工芸館、県立美術館分館、NHK、日本たばこ産業や一部民家があるなど往時の面影はない。

C 史跡・遺構の保存状態

- 城域の「周縁部」を形どる水路は、旧藩時代の坪井川の跡を示すものである。

D 特別史跡指定の状況

- 旧国道3号が史跡内にある。他は未指定である。

E 課題

- 上通等の中心商店街に近い位置を生かした、もてなし・交流等のサービスの充実が望まれる。

(2) 整備方針

A 基本方針 一文化交流ゾーンー

- 上通等の中心商店街に近い位置を生かし、且つ美術館分館や伝統工芸館等の既存の施設を生かして、文化・交流の場、サービスゾーンとして整備する。

B 短期整備

- 県立美術館分館、伝統工芸館等は、歴史公園内の文化・交流施設として積極的に活用していく。

- 高橋公園を再整備する。

C 中・長期整備

- 上通りなどの市街地に近いため、市街地と地域との連続性を強めるための整備を促進する。

- 旧坪井川の河川敷を散策路として整備する。

- 藪の内橋を復元する。

- 出田三郎秀信、宮本武蔵、林桜園のゆかりの地として整備する。

VII 整備プログラム

(1) 短期・中期・長期プログラム

表2-7 短期・中期・長期プログラム

ゾーン名	項目	短期 名称等	中期 名称等	長期 名称等
本丸ゾーン	復元	西出丸地域	御裏五階櫓	北大手門
		数寄屋丸五階櫓	元札櫻門・要入櫓	東櫻門
		奉行丸地域	加藤平佐衛門屋敷	櫛方隅三階櫓
		南大手門		
			西櫻門	
		飯田丸五階櫓		
			竹の丸五階櫓	
	移転施設	本丸後殿		
		熊本城管理事務所	民間施設	
		肥後花菖蒲園	櫓内部の活用	
二の丸ゾーン 緑の遊園ゾーン	導入機能	イベント広場	楽市楽座	
		天守閣内装・内部展示変更		
	交通計画等	長姫前の散策路化・親水護岸化		
			南北通路の一方通行など	
	復元		二の丸御門	
		二の丸駐車場	民有地	民間施設
		休憩施設		体験学習機能
	交通計画等	駐車スペース		

古城ゾーン エントランス ゾーン	復元			新一丁目御門
	移転施設	民有地		
	民有地		民有地	
	導入機能	観光サービス機能	体験学習機能	伝統文化鑑賞機能
			船着場	
	交通計画等	大型駐車場		
		散策用カート導入		
三の丸ゾーン 歴史体験学習 ゾーン	復元			森本儀太夫預櫓
	移転施設	民間施設		
	導入機能	歴史史料の展示		
		歴史体感機能		
	交通計画等	駐車場		
		街道の復元		
千葉城ゾーン 文化交流ゾーン	移転施設	民有地	教育センター	
			民有地	
	導入機能		宮本武蔵の屋形	
		高橋公園の再整備		
	交通計画等	駐車場	蔽の内橋	
その他全ゾーン	復元	堺		
	導入機能	肥後六花園		

(2) ソフト事業の充実

一泊宴会型の団体旅行が過去のものとなり、本物の豊かさを求めて人々は観光行動を行っている。そのような多様で個性的な観光客のニーズに合わせたソフト事業を高度に展開することで、熊本城のイメージ強化を図る。

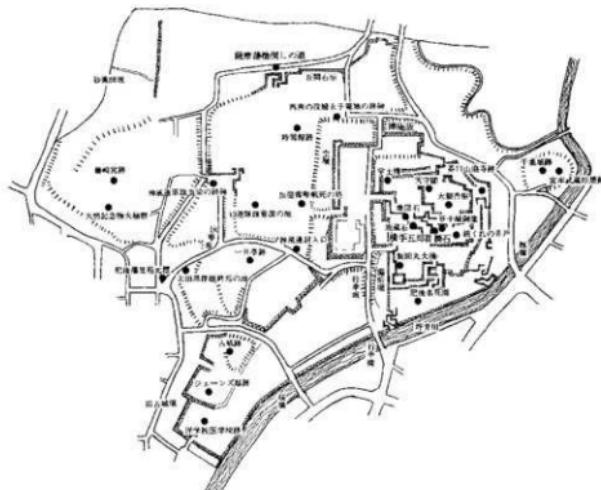


図2-18 熊本城域内の伝承地等



図2-19 熊本城イメージの強化

第2章 注

- 昭和 28 年から国の直轄事業として重要文化財建造物 13 棟の解体修理を昭和 37 年 3 月まで実施。詳細については、本報告書の第2章第4項および第3章第2項を参照。
 - 詳細については、本報告書の第2章第3項および第3章第1項を参照。
- [主要参考文献・参考資料]
- ※ 1 熊本市『新熊本市史 史料編 第九巻 新聞下現代』 1993
 - ※ 2 熊本城整備研究会「熊本城整備に関する報告書」 1974
 - ※ 3 熊本城整備研究会「熊本城整備に関する報告書Ⅱ」 1979
 - ※ 4 熊本市教育委員会『特別史跡熊本城跡保存管理計画策定報告書』 1982
 - ※ 5 財団法人熊本開発研究センター「フィールド・ミュージアム熊本城」 1989
 - ※ 6 熊本城の総合整備計画（平成 4 年度）
 - ※ 7 熊本市企画調整課『熊本城復元整備計画』 1997
 - ※ 8 熊本市『特別史跡熊本城跡保存活用計画』（2017 改訂予定）
 - ※ 9 熊本博物館公式ホームページ
 - ※ 10 公益財団法人熊本城顕彰会『熊本城復刊第四十八号』 2002
 - ※ 11 文化財保護法に基づく現状変更申請
 - ※ 12 熊本城教育委員会『熊本城不開門坂道復元工事報告書』 1980
 - ※ 13 熊本市熊本城調査研究センター『熊本城跡発掘調査報告書1 一飯田丸の調査』 2014
 - ※ 14 熊本市役所『熊本城再建記念 踊進熊本大博覧会誌』 1965